

第1次野洲市総合計画 改訂（案）

平成23年9月

野洲市総合計画審議会

《 目 次 》

第1章 計画策定にあたって

- 1. 計画策定の趣旨と目的 3
- 2. 計画の構成と期間 3
- 3. 各個別計画との関係 3

第2章 野洲市を取り巻く社会的背景

- 1. 少子化・高齢化の時代 7
- 2. 生活様式の多様化と変化の時代 7
- 3. 地球環境を守り、自然と共生する時代 7
- 4. 地方の自立と協働の時代 7
- 5. 安全と安心が求められる時代 8
- 6. 情報ネットワーク化の時代 8
- 7. 産業を取り巻く環境変化の時代 8

第3章 野洲市の現状と課題

- 1. 地域の特性 11
- 2. 現状と課題 13

第4章 将来都市像 ～めざすべきまちの姿～

- 1. まちづくりの基本理念 19
- 2. めざすべき都市像 19
- 3. まちづくりの基本目標 19

第5章 まちづくりの指標

- 1. 人口フレーム 23
- 2. 土地利用の方向性 26
- 3. 地域イメージ図 28

第6章 まちづくりの基本施策

基本目標1：豊かな人間性をはぐくむまち	31
基本目標2：人とひとが支え合う安心なまち	48
基本目標3：地域を支える活力を生むまち	64
基本目標4：美しい風土を守り育てるまち	75
基本目標5：うるおいとにぎわいのある快適なまち	87
基本目標6：市民と行政がともにつくるまち	96

第7章 計画の進捗管理の方法について

1. 進捗管理の視点	107
2. 指標の取り扱い	108

資料編

第1章

計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と目的

平成16年10月1日に誕生した野洲市は、平成19年3月に「第1次野洲市総合計画」を策定し、その実現に向けて取り組みを進めてきたところです。

しかし、現行の計画では、現状に対する認識やめざすべき将来像の具体化が十分でなく、市民が安心して豊かに暮らせるまちにするための道筋についても、市民の皆さんとの共有が十分ではありませんでした。

また、急激な社会経済情勢の変化などに対応しきれず、多くの課題が生じています。

さらに、地方分権の大きなうねりのなかで、これからは地域のことは地域が責任をもって決めていくことが求められ、市民や市にとって総合計画の位置づけもますます重要になってきています。

そこで、こういった反省に基づき、現状を再認識しながら、計画全体の再構築を図ることにしました。

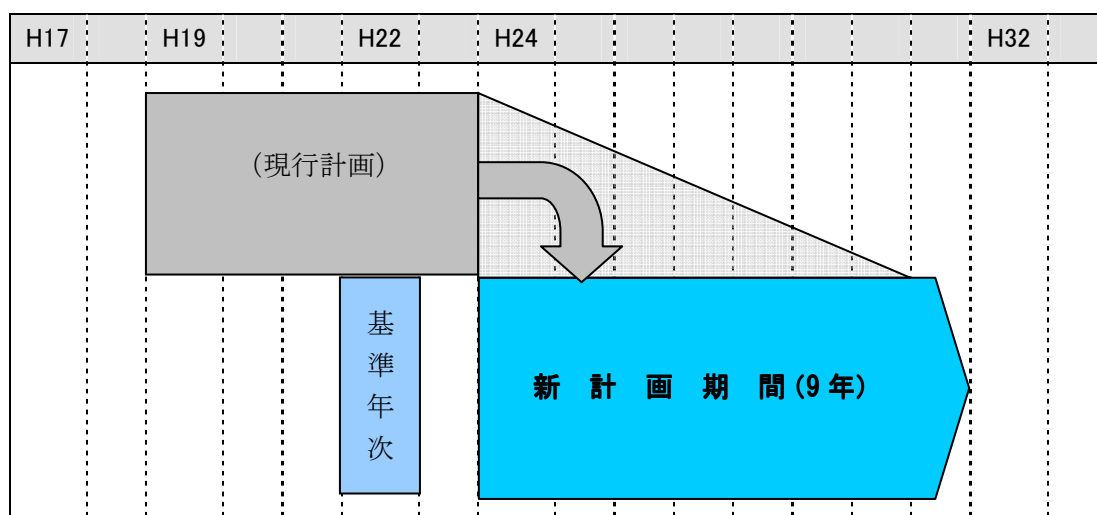
そして、厳しい社会情勢の中でこれからの野洲市に真に必要な政策・施策を明確にし、市民の皆さんと共有できる夢と実行力のある計画にまとめることで、野洲市の元氣と安心をめざそうとするものです。

2. 計画の構成と期間

この計画は、将来のまちのあるべき姿である基本構想を中心に、構想実現の手法としての施策提案を織り交ぜて構成します。

計画の期間は、平成24年度を初年度とし、中長期的な展望を踏まえ、平成32年度を目標年度とする9か年としています。

■見直し総合計画の計画期間



3. 各個別計画との関係

具体的な事業提案については、各分野の基本計画や実施計画の中で位置づけていきます。

第2章

野洲市を取り巻く社会的背景

1. 少子化・高齢化の時代

～そして人口減少に潜む課題～

わが国は近年、急速に少子化と高齢化が進み、その結果、総人口は減少傾向に転じています。

そして、少子化と高齢化に伴う就労人口の減少は、産業構造や雇用システム、社会保障制度、教育や生活基盤整備のあり方など、社会システム全体の見直しを余儀なくしています。

そのため、若い世代が子どもを安心して生み育てられる環境を整備するなど、少子化の進行を少しでも和らげ、将来の健全な年齢構成をめざす取り組みが必要となっています。また、高齢者世帯の増加など目前の現実のなかで、市民一人ひとりが安心して生きがいをもって生活できるよう、人口減少社会に対応した施策の構築に向けた取り組みが必要です。

2. 生活様式の多様化と変化の時代

～人と人とのつながりが希薄な社会にならないために～

日本社会は成熟期を迎え、人々の志向や生活様式は、多様化するとともに常に変化しています。そのため、個人が尊重され、自己実現に向けた活動に力点を置く人が増加する傾向にあります。

その一方で、規範意識の低下や、人の命の尊さに対する認識が問われるような事故や事件が数多く発生するなど、家族のつながりや地域のつながりの希薄化が問題視されています。多くの人たちが、ともに生きていくといった感覚が薄れ、他者に配慮しない風潮のなかで、家族や地域のつながりの重要性が見直されようとしています。

3. 地球環境を守り、自然と共生する時代

～取り返しがつかない浪費の代償とは？～

生活様式の多様化や利便性を追求するあまり、地球温暖化や資源の枯渇といった地球規模での環境問題が顕在化しています。

自然環境への負荷を減らすため、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄といった社会・経済活動や生活様式を見直し、持続可能な資源の循環をめざす必要があります。

また、かけがえのない自然を次世代に引き継ぐために、一人ひとりが自然との共生を考え、保全に努めることが責務となっています。

4. 地方の自立と協働の時代

～地方分権と市民や地域の自立～

市民ニーズの多様化・高度化を受けて、市民に最も近い自治体の役割は重要性を増しています。これまでの国主導の行政から地域主導の行政へと地方分権が推進され、市民の視線に立った政策を、市民や自治体が自己責任のもとで立案し推進することへ

の転換が図られようとしています。

一方では、世界的な経済危機のなかで、地方の行財政運営はますます厳しさを増しており、さらなる効率化が求められています。

また、公的サービスの担い手として、団体や地域における市民活動が社会・経済システムのなかで果たすべき役割は、一層大きくなっており、「協働」によるまちづくりが重要になっています。

5. 安全と安心が求められる時代

～身近に潜むさまざまな危険～

全国各地で震災や水害など、過去の想定を超える大規模な自然災害が相次いでおり、地域の防災対策の強化が求められています。

また、子どもを対象とした凶悪な犯罪が多発しており、その対策の強化が求められているほか、高齢者等を対象とした犯罪の防止や食の安全の確保など、日常生活のいろんな場面での安全対策について、市民の関心が高まっています。

6. 情報ネットワーク化の時代

～便利さの中に隠れた問題～

情報化の進展と距離的・時間的制約の解消により、さまざまな場面で選択肢の拡大が進み、社会の各分野での活用が進んでいます。

こうした利便性の向上を支える技術とネットワークの環境は、めまぐるしいスピードで発展し続けており、これからも多面的に活用されることが予測されます。

しかし一方で、無秩序な情報の氾濫は、青少年の育成に悪影響を与えたり、プライバシーの侵害や差別、犯罪につながったりするなど、社会に少なからぬ負の影響をもたらしていることも、現実問題として認識する必要があります。

7. 産業を取り巻く環境変化の時代

～発想の転換と速やかな環境変化への対応～

規制緩和の推進やグローバル化の進展などに伴って、わが国の産業を取り巻く環境は大きく変化してきています。

消費者ニーズが多様化・高度化するなかで、これまでの常識にとらわれない発想の転換により、付加価値の高い産物や製品を研究・開発・生産する産業システムの革新が、多くの分野で図られています。

また、情報ネットワークの進展を背景に、細かなニーズに対応した新たな起業形態や新しい産業の創出も進んでいます。

第3章

野洲市の現状と課題

1. 地域の特性

(1) 沿革と地勢

豊かな自然と歴史文化にはぐくまれ、潜在的な可能性を有しているまち
～脈々と受け継がれるものづくりの精神～

野洲市は、滋賀県の南東部に位置する面積 80.15k m²のまちです。

市域は、日本最大の湖である琵琶湖に面し、近江富士と呼ばれる美しい三上山や、まちにうるおいを与えてくれる野洲川などに代表される豊富な自然に恵まれ、温暖な気候と四季の美しさに心なごむ、素晴らしい環境を有しています。

市の郊外には豊かな田園が広がるとともに、良好な環境の住宅地が形成されており、また湖岸や山沿いの自然環境を生かしたレクリエーション施設などには、市外からも多くの人を訪れています。

一方で歴史を紐解くと、弥生時代の最先端技術を駆使した銅鐸が日本最大のものを含めて多数出土し、続く時代には多くの古墳が築かれました。また、玉つくりを行っていた工房の跡が見つかるなど、古くから文化や技術の交流が活発に行われ、後の時代には中山道や朝鮮人街道といった街道が整備されるなど、交通の要衝としても栄えたことがうかがわれます。今日のIT産業へとつながるものづくりのまちとして、また情報が行き交うまちとして、脈々と受け継がれた潜在的な可能性を秘めたまちです。

他にも多くの歴史遺産や文化財を有しており、これらのすべては野洲市の魅力を高める素晴らしい地域資源であると同時に、後世に引き継ぐべき大切な財産として、市民に親しまれています。

(2) 人口と世帯

全国的な人口減少傾向のなかで転換期にあるまち
～変革の時代…成長から持続可能へ～

野洲市は、大都市の通勤圏としてこれまで人口が急増してきました。

しかし平成 22 年の国勢調査速報値に基づく人口は 49,879 人、5 年前からの増加率は 0.8%で、僅かに増加したとはいえ、県平均の 2.2%や、平成 17 年国勢調査時の 2.4%に比べると増加率は大幅に減っています。全国平均の 0.2%は上回っているものの、近い将来人口は減少に転じるものと思われまます。

高齢化率は、全国平均よりは若干低く推移をしていますが、2020 年頃には約 25%に達する見込みです。

また、世帯数は 17,454 世帯で、5 年前からの増加率は 5.2%と人口増加率を大きく上回り、その結果 1 世帯当りの平均人員は 2.86 人となっており、核家族化の進展や単身世帯の増加がうかがえます。

(3) 土地利用と産業

先端技術と近代的な農業が共存しているまち ～限られた資産…用途に応じた土地の有効利用～

野洲市は、全体の約 30%が農地として利用されています。郊外には、ほ場整備が行き届いた優良農地が広がっており、この優良農地を生かした農業が営まれています。また、全体の約 15%を占める山林は、その大半が保安林となっていますが、一部の里山では林業も行われており、琵琶湖での漁業も営まれています。

工業においては、交通の利便性や豊富な水の恵みなどから、各種製造業が展開するなかで、情報通信技術関連の大手企業が立地しており、特に I T 関連企業の集積が見られます。

一方で、野洲市は近隣他市に比べて市街化区域として活用できる地域が少なく、計画的な土地利用が十分に図られていませんでした。

そのため、市街地には閑静な住宅地が形成されているものの、その周辺では無秩序に農地が転用されたり、駅前などの中心市街地では土地の効率的な利用が図られていなかったりしており、用途に応じた有効活用が今後の課題といえます。

また、新たな土地利用に際しては、排水対策や連続性のある道路ネットワークの整備などが課題となっています。

(4) まちづくりへの取り組み

まちづくり基本条例の理念に沿った取り組み ～それぞれの役割のなかで～

野洲市では、「まちづくり基本条例」を制定し、この理念に基づいて、「人権」と「環境」の視点をもって施策を推進してきました。

そして、人権尊重のまちづくりに向けた条例を合併当初から制定するとともに、「人権尊重のまち」として宣言し、関係施策の推進を総合行政のなかで機能的に進めています。

一方、「環境基本条例」を制定し、「環境基本計画」を策定するなど、環境の保全・創造に市民とともに積極的に取り組んでいます。

そして、「人権と環境」の理念の具現化に向けては、「協働」を手法としたまちづくりに取り組んでいます。

(5) 市民の意識

住み続けたいと思われるまち ～幅広い世代の定住をめざして～

合併時に実施したアンケート調査（市民 5,000 人を対象）では、多くの市民が野洲市を自然環境が豊かで、歴史・文化に恵まれたまちであると考えており、8割以上の市民がこれからも野洲市に住み続けたいと考えています。

日本全体の人口が減少傾向にあるなかで、幅広い世代の人びとに、住んでみたい、いつまでも住み続けたいと思ってもらえるまちづくりを進めていく必要があります。

2. 現状と課題

(1) 子育て・教育・人権

<子育て>

- 未来のまちづくりの主役である子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、複雑な問題が顕在化しています。例えば、核家族化の進行や都市化の進展により、人と人との関わりが疎遠な社会になっており、規範意識や人権、命の尊厳に対する認識の希薄化や欠如などが大きな問題となっています。そのため、子育て家庭の孤立を防ぎ、子育て相談の充実や安心して子育てできる環境の確保が必要です。また、身近で気軽に相談できる地域ぐるみでの子育てが求められています。
- 地域社会の希薄化に伴い、さまざまな悩みや問題を内に抱え込んで孤立する親や家庭が見受けられ、家庭や地域における教育力の低下が懸念されています。そのため、子どもたちがのびのびと生活し、「生きる力」や「思いやりの心」をはぐくめるように、また「学ぶ力」を身につけていくことができるように、総合的な切れ目のない子育て支援を推進していくことが必要です。
- 就労を希望する親が増加する一方で、保育施設の不足等が課題となっており、保育所・幼稚園といった現行の制度にとらわれない、子どもを主体とした就学前教育や保育の充実が求められます。

<教育>

- 小学校では、特別支援教育の対象となる子どもたちが増えています。そのため、子どもたちの教育ニーズに応じた、きめ細かな指導や支援を行うことが求められています。
- 小・中学校で不登校により年間 30 日以上欠席した子どもたちの人数が、全国平均をやや上回っており、別室登校などの不登校傾向にある子どもたちも多数認められます。不登校は誰にでも起こり得る問題として捉えるとともに、その原因ともなるいじめ問題などへの適切な対応や人権教育の充実をはじめ、子どもたちや保護者への理解と支援に取り組むことが求められます。
- 生活の物質的な成熟を経て、心の豊かさとうるおいのある生活に対する人々の志向は強まっており、生涯学習やスポーツなど、市民の自己実現に対する要求が、より一層高度化、多様化することへの対応が求められます。

<人権>

- 人権の尊重については、これまでさまざまな取り組みが行われてきましたが、今なお社会には多くの人権問題が存在しており、社会環境の変化に伴う新たな課題も生じています。

- 市民レベルでのグローバル化が進展しており、国際的な理解と協調に対する意識の醸成がますます求められています。
- 差別問題は今も残っており、部落差別の解消や男女共同参画社会の実現をはじめ、あらゆる差別の撤廃をめざす取り組みを継続的に進めていく必要があります。

(2) 福祉・安全

<福祉>

- 高齢化の状況は、全国平均より低いものの、今後も一層進行することが見込まれます。一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増え、高齢者が被害に遭う事故や犯罪の増加などが課題となっています。
- 障がい者の介護や生活支援についても、社会参画を推し進めるため、就労支援などへの取り組みが課題となっています。
- 社会保障制度全般が疲弊し、そのあり方が大きな社会問題として取り上げられるなかで、国と地方が役割を分担し、持続可能な制度として見直していくことが求められています。

<安全>

- 各地で発生する大規模な地震が想定外の被害をもたらしているなかで、野洲市域においても琵琶湖西岸断層帯による直下型地震などでの大きな被害が想定されます。また、市域の四方を山林、河川、琵琶湖に囲まれた本市は、浸水被害や土砂災害なども想定され、これら災害への対策が重要な課題となっています。
- 災害時の避難所に指定されている老朽化した公共施設の耐震化や、防災拠点施設の整備が急がれます。
- 原子力発電所の安全性が疑問視されるなかで、これからはあらゆる可能性を考慮し、万が一の事態に対して速やかに対応できる備えが求められます。
- 市民の防災意識は高まっていますが、基本となる地域の自主防災の組織化と、障がい者や高齢者といった災害発生時に支援を必要とする人々への対応が課題となっています。
- 子どもを狙った凶悪な犯罪が全国的に頻発している現状を受けて、地域ぐるみでの予防対策が課題となっています。
- 近年多発している高齢者をはじめとした消費者被害の防止、食生活の安全など、日常生活の安全性確保も課題となっています。

(3) 産業

- 工業については、電子機器関連の大規模事業所が市の基幹産業として地域経済を

支えている状況にあります。今後は地元企業との連携による地域経済の活性化を図りつつ、新たな企業立地にも取り組むことなどが課題で、企業経営の改善支援をさらに進めていくことも必要です。

- 商業の振興については、地域の生活を支える商店における経営の安定化や後継者の確保が課題となっています。
- 農林水産業においては、担い手の高齢化などによる後継者不足、脆弱な経営基盤、地産地消の推進などが課題となっています。
- 観光に関しては、野洲市には多くの来訪者があり、観光資源も豊富です。しかし、人の流れや地域資源を十分に生かしておらず、今後有機的な連携が求められます。
- 就労に関しては、高い失業率が続くなかで、能力開発や求人とのマッチングなど、市民が安心して働くための支援体制の充実が課題となっています。

(4) 環境

- 豊かな自然と数多くの歴史的遺産を有する野洲市では、旧街道沿いの歴史的景観や、うるおいのある自然景観などを保全することが必要です。これらの景観は、次世代に引き継ぐべき財産として、自然環境や歴史的遺産とともに計画的に保全・活用していくことが求められています。
- 市内の下水道普及率は99%以上を達成していますが、生活排水や農業濁水の琵琶湖や河川などへの流入による水質汚濁は、現在も大きな課題となっています。
- 地球温暖化の問題に対しては、広い視野で持続可能なエネルギー循環について考える必要があります。また、廃棄物の処理についても、まずはごみを減らし、出さないといった意識の醸成と仕組みづくりが求められます。その上で、環境に配慮した次世代のごみ処理施設の整備などが求められます。

(5) 都市基盤

- 人々が集まり、まちを活性させる拠点の整備とともに、快適でうるおいのある市街地の形成に向けて、土地の有効利用が必要となっています。特に市内の中心市街地に駐車場などの低・未利用地が多いことから、今後景観形成を図るうえでも、都市機能や市民活動拠点機能の集積など、有効な土地利用に向けた取り組みや、新しい都市拠点整備に向けた検討が必要です。
- 市街化区域外で、実態的に市街化が進んでいる地域については、実質的な土地利用に即した用途地域の見直しなどが求められます。
- 市民生活を支える道路網については、連続性のある計画的な整備が進んでいないことや、本市が東西を河川にはさまれていることから、市外幹線道路等への接続

が良好とはいえず、交通渋滞等の発生が課題となっています。

- 身近な生活道路については、整備が進むとともに渋滞からの迂回車両の流入などが問題になっており、安全に安心して利用できる道路空間の創造が求められています。
- 多くの市民が利用する公共交通については、市民が集まる鉄道駅など交通結節点の利便性の向上、バス交通の確保・充実などの課題があります。
- 上下水道をはじめ、快適な生活を確保するための基盤は、広く整備が進んでいますが、適正な維持管理を継続することが必要とされます。

(6) 市民活動・行政運営

<市民活動>

- 市内で活動する市民活動団体の実態を的確に把握し、それぞれの団体が抱える問題点や課題を明らかにする必要があります。
- 市民に対して、広く参加を促す仕組みづくりが課題となっています。
- 自治会などの地縁団体と市民活動団体の役割分担を明確にしながら、活動の活性化を促す必要があります。
- 市民参加の第一歩として行政との情報共有を図るため、市民が望む方法で、多彩な情報が入手できる環境を整備することが望まれます。また、行政と市民が双方向で交流できるシステムの構築や、市民の意見を行政に反映するための仕組みづくりが必要とされています。

<行政運営>

- 市政の運営に関しては、地方自治体を取り巻く環境が厳しくなるなかで、行財政の効率化が求められています。行政主導のまちづくりから、市民主体のまちづくりへの転換が求められています。
- 厳しい経済情勢のなかで安定的に市民サービスを提供していくために、事業の必要性や緊急性などを厳しく見極め、健全な財政運営に努める必要があります。

第4章

将来都市像

～めざすべきまちの姿～

1. まちづくりの基本理念

人が「生きる」原点として、人類が獲得し、さらに発展させるべき「人権」や限りある地球の「環境」に普遍的な価値を置き、「私たちのまちは、私たちのために、私たちが自らつくる」という気概で、一人一人の知恵や力を合わせ、みんなでよりよいまちに育てていくことが大切です。このことを基本理念としてまちづくりを進めます。

(『野洲市まちづくり基本条例』から一部抜粋)

2. めざすべき都市像

『豊かな自然と歴史に恵まれたにぎわいとやすらぎのあるまち』

水と緑に恵まれた豊かな自然環境や、ゆるやかに時を刻む悠久の歴史の中で生まれ、育まれてきたまちは、その深い懐で人を育て、市民の活動がまちを発展させてきました。

みんなが住んでみたい、住み続けたいと思えるまちは、私たちの元気と安心の源です。野洲の元気と安心をもっと創るため、6つの基本目標に沿ってにぎわいとやすらぎのあるまちづくりをめざします。

また、『野洲市まちづくり基本条例』とまちづくりの基本理念を共有するとともに、その周知を図り、「人権の尊重」と「環境への配慮」の視点を大切にしながら、多様な主体との協働の手法によりめざすべき都市像の実現に向けたまちづくりを進めます。

3. まちづくりの基本目標

- ① 豊かな人間性をはぐくむまち
- ② 人とひとが支え合う安心なまち
- ③ 地域を支える活力を生むまち
- ④ 美しい風土を守り育てるまち
- ⑤ うるおいとにぎわいのある快適なまち
- ⑥ 市民と行政がともにつくるまち

第5章

まちづくりの指標

1. 人口フレーム

(1) 人口・世帯数

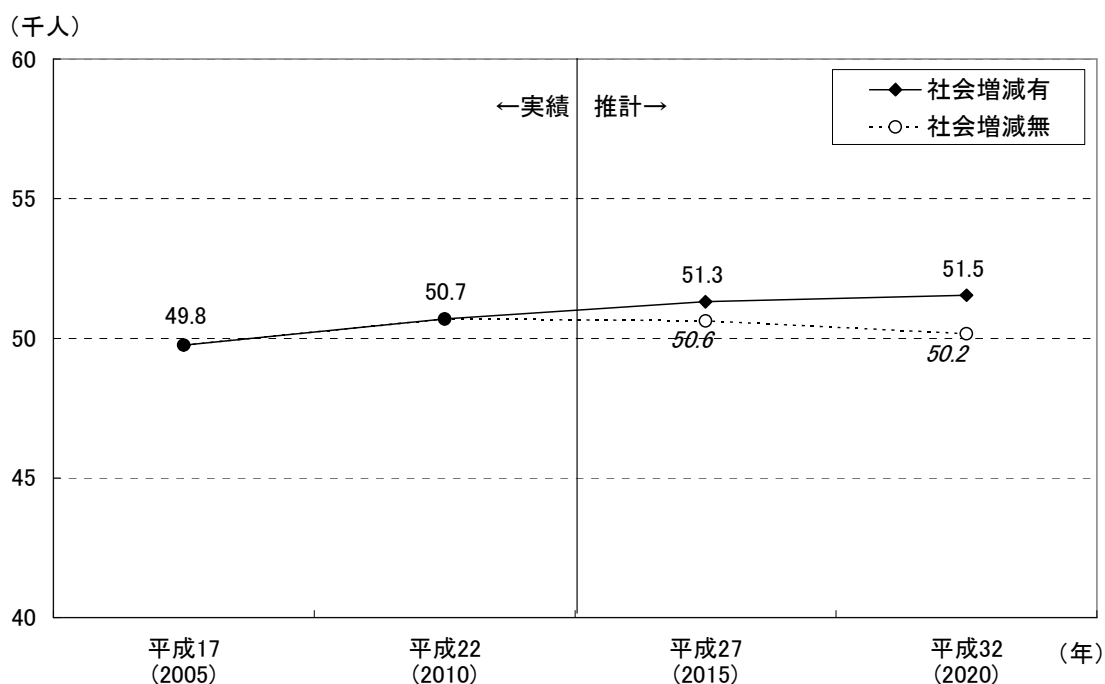
平成 22 年の住民基本台帳および外国人登録に基づく人口は 50,693 人で、平成 17 年と比べて小幅な増加にとどまりました。日本の総人口が減少に転じる見込みのなかで、野洲市において、多少の住宅開発があっても、人口増加はわずかなものとどまると予想されます。これらの状況をもとにコーホート要因法により推計した結果、平成 32 年における見込み人口を 51,500 人と設定します。

一方世帯数については、平成 22 年 10 月の時点で 18,265 世帯となっており、平成 17 年から大きく増加しています。そのため人口があまり増加しない中であっても、核家族化や単身世帯の増加により、世帯数は増加が続くものと予想されます。そのため、平成 32 年における見込み世帯数を 19,200 世帯と設定します。

これらの推計は、過去に行われた住宅開発などが一定のレベルで継続することが前提となりますが、もし、社会増減（転入・転出による増減）が一切発生せず、平成 22 年時点の人口から、自然増減（出生・死亡）のみで推移すると仮定した場合の将来人口・世帯数を推計すると、下図の「社会増減無」のグラフのようになります。この場合、高齢化の進行による死亡者の増加と、少子化による出生数の減少（とりわけ出産が多い 25～34 歳の女性の減少）により、人口は間もなく自然減少に転じ、徐々にその幅は大きくなっていくと考えられます。また、若い世代の転入（住宅開発において転入が多いのは子育て世帯）もないため、高齢化もより早く進行することになります。

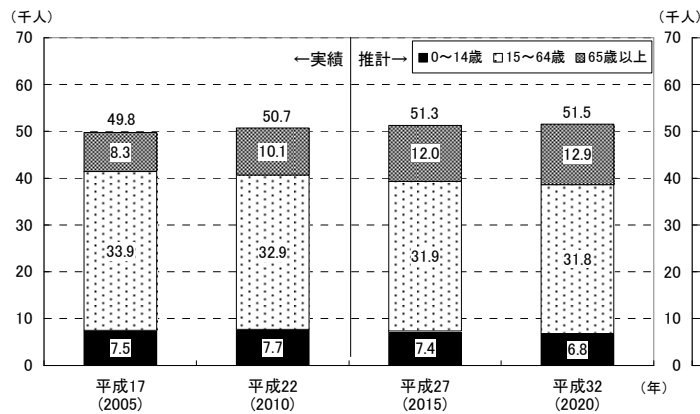
■人口・世帯数の見込み

【人口総数】

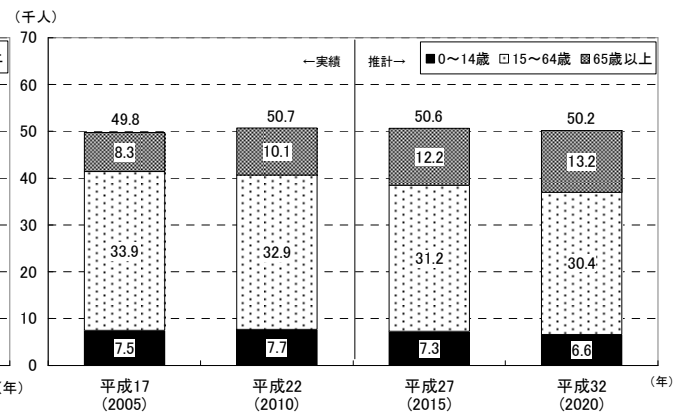


【年齢三区分別人口】

《社会増減有》

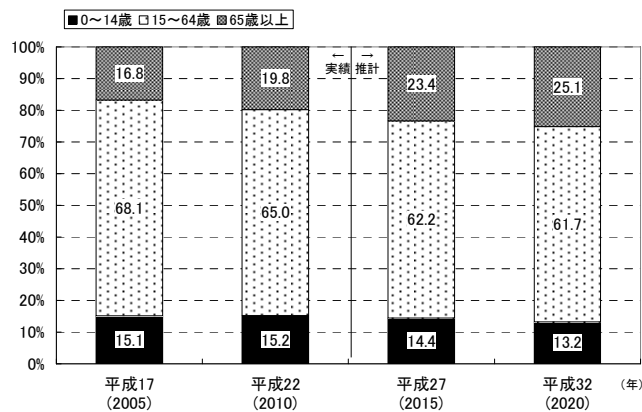


《社会増減無》

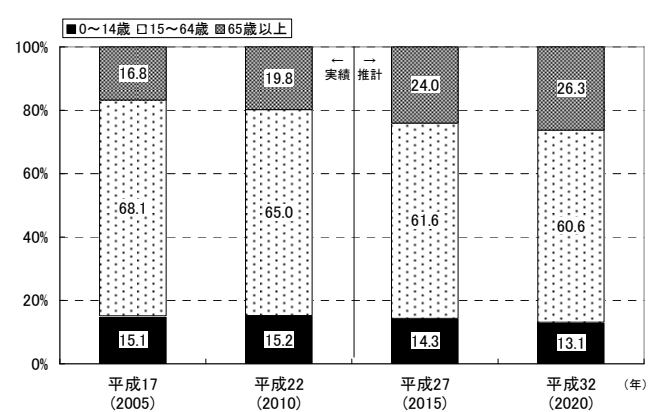


【年齢三区分別人口比率】

《社会増減有》

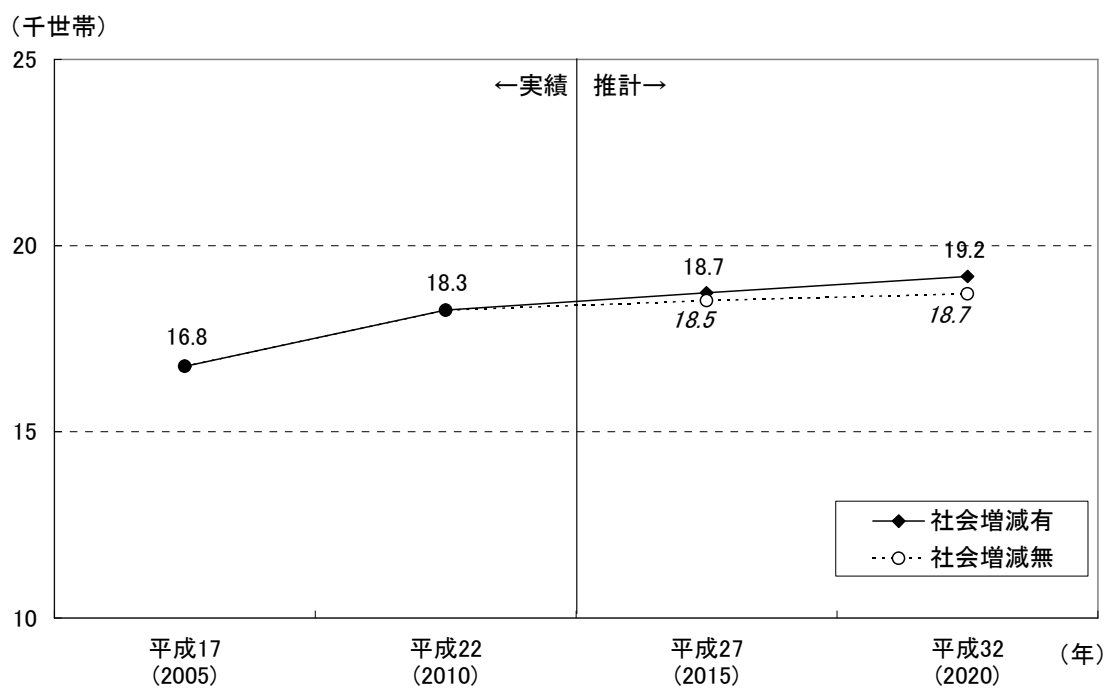


《社会増減無》



- (注1) 国勢調査および住民基本台帳・外国人登録人口における実績値と国立社会保障・人口問題研究所『『日本の都道府県別将来推計人口』(平成19年5月推計)』における滋賀県の仮定値と、野洲市におけるこれまでの社会移動の実績をもとに、コーホート要因法により推計。
- (注2) コーホートとは、同年(または同期間)に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化を自然増減(出生・死亡)と社会増減(転入・転出)の要因に分け、そのもとで人口の変化を推計する方法である。
- (注3) 平成22(2010)年における年齢三区分別人口については、住民基本台帳・外国人登録人口における実績値を採用している。

【世帯数】



(注) 世帯数については人口推計結果と国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2009年12月推計）における滋賀県の性・年齢別世帯主率仮定値と、野洲市と滋賀県におけるこれまでの世帯主率の乖離をもとに推計した。

2. 土地利用の方向性

(1) 土地利用の基本方針

土地は、市民生活や市域における社会経済活動等の共通の基盤であり、現在および将来における限られた資源です。そのため、以下の方針により、自然環境や景観との調和などに配慮することで、健康で文化的な生活環境の確保と持続的な均衡ある発展を図ります。

①地域の特性に応じた土地利用と課題

都市部における土地の有効利用や、農山漁村部における農用地および森林の有効利用、低・未利用地の利用促進などに際しては、都市的な土地利用と自然的な土地利用の適正な配置と組み合わせに配慮し、地域の自然的・社会的特性を踏まえることにより、調和の取れた適切な土地利用を進めます。例えば、生態系、水資源、景観に配慮した農林漁業の生産と居住環境の整備と、これら周辺の森林、農用地等との調和に配慮した計画的な市街地の形成といったことなどに充分留意し、それぞれの地域がお互いに機能を補完しつつ、本来の土地利用目的に応じた有効な活用が図られるようめざします。

また、農用地や宅地等の相互の土地利用形態の変更については、いったん変更してしまうと元に戻すことが困難であることに留意し、自然環境に与える影響などを慎重に判断しながら、計画的に進めます。

②拠点を中心とした都市空間の形成

国全体の人口が減少傾向にある中で、野洲市では今後の人口増加は見込みにくい状況にあります。

一方で、市街地の無秩序な拡大は、社会基盤の整備やごみの収集など、行政に関するさまざまなコストを増大させる要因にもなります。

このような土地需要の背景となる状況や社会経済潮流を踏まえ、計画期間においては、市街地における土地の有効利用による都市機能の集積など、拠点を中心としたコンパクトな都市空間の形成を図り、周辺部への無秩序な市街地拡大の防止や、中心市街地でのにぎわいといったメリハリと秩序のある土地利用を行います。

③土地利用機能の向上

拠点を中心とした都市空間の形成を図る一方で、それぞれの土地における機能の向上を図ります。すなわち、森林が持つ環境保全機能などの向上や、良好な農地の形成、快適な住環境の整備や、機能的な市街地の実現など、それぞれの利用形態における土地の機能の向上を図ります。

(2) 土地利用の整備方針

A：にぎわいと活力にあふれた地域

J R琵琶湖線沿線の市街化が進んだエリアにおいては、商業、行政、居住、産業等の諸機能が効果的に整えられた都市機能の形成を中心ににぎわいと活力にあふれたみんなが集うまちづくりを進めます。

特に、野洲駅周辺を南部地域中心市街地として、行政機能、居住機能、商業機能のほか、文化・交流機能の充実を図り、市の魅力が発信される中心地として整備を図ります。

また、吉地・西河原地区およびその周辺においては、北部市街地として、広域幹線道路の整備や適切な土地利用を促進します。

さらに、将来的にはJ R琵琶湖線篠原駅の周辺整備や野洲駅～篠原駅間の新駅設置を想定し、新たな地域拠点創出へ向けた継続的な取り組みを進めます。

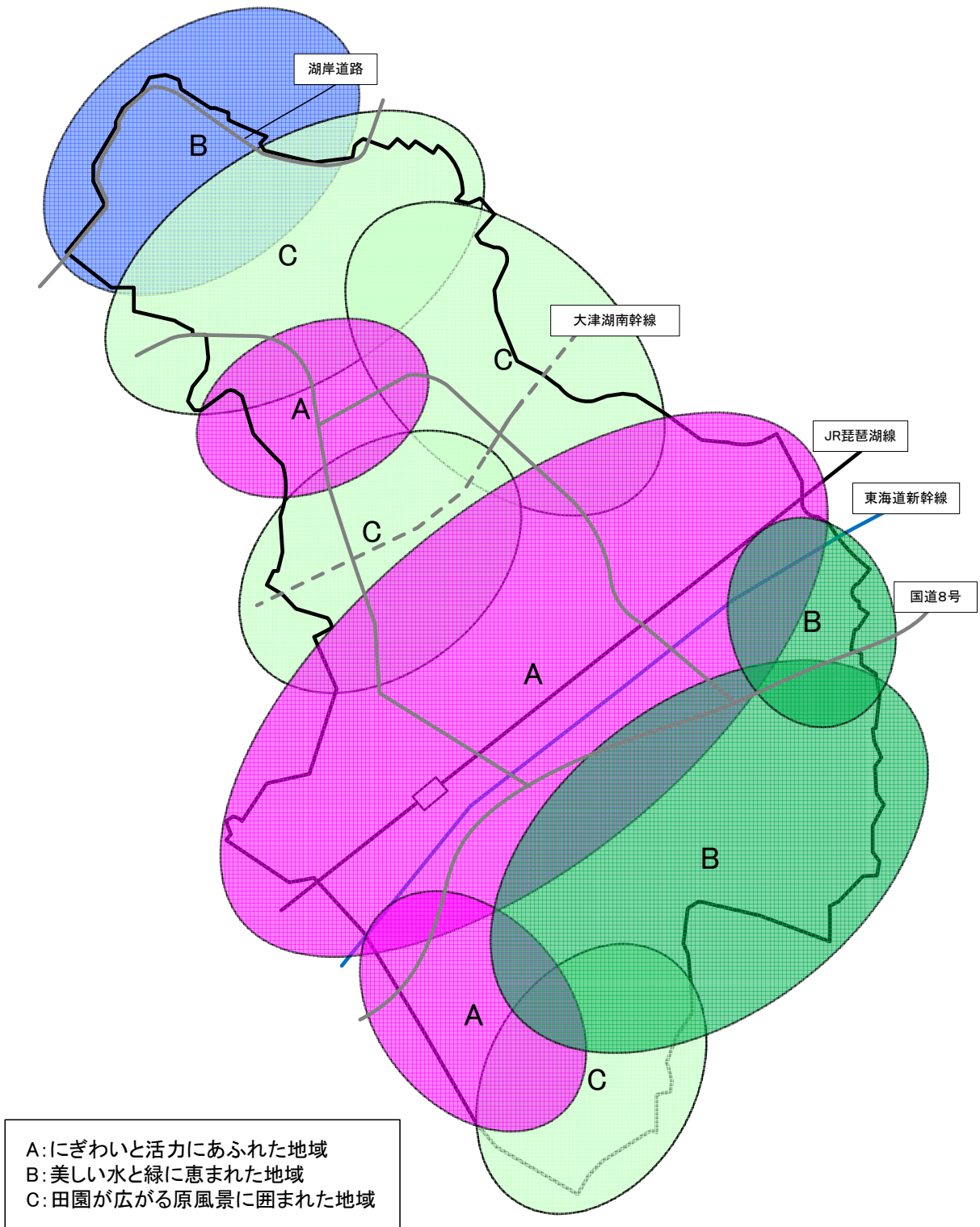
B：美しい水と緑に恵まれた地域

市北部の琵琶湖岸に沿った地域と、市南部に広がる森林エリアは自然環境の中での多様な交流を中心に、自然とのふれあいや水源の涵養、生物多様性の保全など、自然が持つさまざまな機能の保全・充実を図り、美しい水と緑に恵まれたみんなが安らぐまちづくりを進めます。そして、自然との共生を図りながら、市民が安らぐ場として、また市外から訪れる人たちとの交流の場としての機能を充実します。

C：田園が広がる原風景に囲まれた地域

市北部に広がる美しい田園環境を保全し、農業振興地域が持つ本来の機能を保持する一方で、市内移動の利便性や景観にも配慮した整備を進め、そこに暮らす市民や訪れる人々がうるおいとやすらぎを感じながら、みんながいきいきと輝けるようなまちづくりを進めます。

3. 地域イメージ図



第6章

まちづくりの基本施策

基本目標 1 : 豊かな人間性をはぐくむまち

野洲市のまちづくりの主役は、市民（人）であり、生涯にわたる教育や子育て支援の充実と、一人ひとりの人権を大切にすまちの創造をめざして、「豊かな人間性をはぐくむまち」を基本目標とします。

基本目標の実現に向けて、家庭・学校・地域が連携し、子ども・青少年の成長を地域全体で見守り・育て、次世代の地域の担い手を育成できる環境を整えます。また、年齢、性別、障がい、国籍、出自などに関わらず、一人ひとりの人権が尊重され、支え合って暮らす共生社会をめざします。さらに、生涯学習・生涯スポーツ、異文化間の交流・理解などを通じて、ともに学び、うるおいと生きがいを持って暮らせるまちをめざします。

《施策体系》

施策	基本事業体系
施策 1 子育て・子育て支援の充実	① 安心して子どもを生み育てられる環境づくり ② 子どもが健やかに育つ環境づくり ③ 子育て、子育てを支える地域づくり
施策 2 青少年の健全育成	① 学校・家庭・地域におけるコミュニケーションの充実と知識の習得 ② 青少年を導くリーダーの育成 ③ 非行の防止と青少年の保護
施策 3 学校教育の充実	① 確かな学力の向上 ② 元気な心とからだの育成 ③ 地域に根ざした学校づくり ④ 教職員の意識と指導力の向上 ⑤ 教育相談・支援体制の充実 ⑥ 教育環境の整備
施策 4 生涯学習・生涯スポーツの推進	① 多様な生涯学習・生涯スポーツメニューの提供と機会の拡大 ② 生涯学習・生涯スポーツ活動に対する支援 ③ 生涯学習・生涯スポーツ活動拠点の充実
施策 5 人権の尊重と恒久平和の実現	① 人権擁護のまちづくりの推進 ② 人権教育・人権啓発の推進 ③ 部落差別の解消 ④ 男女共同参画の推進 ⑤ 平和教育・啓発の推進
施策 6 多文化共生社会の実現	① 多文化理解の促進や国際的視野の醸成 ② 在住外国人への支援

施策1 子育て・子育て支援の充実

[施策の目標]

- | |
|--|
| ■ 安心して子どもを産み育てられる環境を向上させることで、次世代を担う子どもたちが、のびのびと健全に成長できるまちをめざします。 |
|--|

[基本認識]

野洲市でも今後少子化が進行していくものと推定され、その傾向の中で、出産年齢の高年齢化も進んでいます。一方では、核家族化の進行や近隣関係が希薄化する中で、妊娠、出産、子育てに不安を抱く家庭が増加し、また、保護者が働きながら子どもを育てている家庭が増加しています。

このような状況のもとで、安心と責任感を持って子どもを産み育てられる環境をつくり、次世代を担う子どもたちが健全に成長できるまちを実現するため、子育て・子育て支援の充実を図る必要があります。

[基本事業体系]

子育て・子育て支援の充実	① 安心して子どもを産み育てられる環境づくり
	② 子どもが健やかに育つ環境づくり
	③ 子育て、子育てを支える地域づくり

① 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

市民が喜びと責任感を持ち、安心して子どもを産み育てることができるよう支援します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 安心して妊娠期から出産までを過ごせるような、健診事業や相談体制、情報提供等の充実
- ・ 子育てに経済的・社会的困難を抱える保護者や家庭への支援や相談体制等の充実
- ・ 研修や世代間交流、地域の見守り等を通じた、子育てに自信が持てる親育ちの支援
- ・ 子どもを産み育てながら、女性も男性も安心して仕事を続け、さまざまな活動等に参加できるよう、保育施設の拡充や多様なニーズに応えられる保育環境等の整備

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1: 施策2-① 学校・家庭・地域でのコミュニケーションの充実と知識の習得
施策3-③ 地域に根ざした学校づくり
施策5-④ 男女共同参画
- 基本目標3: 施策4-③ 労働環境と福利厚生等の充実
- 基本目標6: 施策1-③ 協働の仕組みづくり

② 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもの権利が守られ、のびのびと健全に成長できるよう、必要な体制・環境の整備を行います。

【想定される主な取り組み】

- ・ 健診や予防接種、医療体制情報の提供、食育の推進などによる、子どもの健康保持や、健全な発育の促進
- ・ きめ細やかな就学前教育や保育による、基礎的な生活習慣や集団活動などの社会性の習得
- ・ 子どもを主体とした就学前教育や保育をめざす幼保の一元化や施設の整備
- ・ 関係機関の連携強化や職員の専門性の向上などの相談体制の強化による、子どもへの虐待の未然防止
- ・ 保育所や幼稚園における安全管理の徹底、地域の見守り活動など、犯罪や事故からの子どもの保護

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1: 施策5-① 人権擁護のまちづくりの推進
- 基本目標2: 施策1-① 健康の保持増進のための体制強化と地域医療の充実促進
② 市民の健康課題に応じた健康づくりの推進

③ 子育て、子育てを支える地域づくり

次世代の地域を担う子どもの成長を地域全体で支える環境を整備します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 地域での子育て支援人材の育成や、保護者が身近に育児相談や情報交換ができる、地域の子育て力の向上
- ・ 公共交通網の維持・整備や公共施設の設備更新など、子どもや子連れの保護者が安心できる生活環境の整備
- ・ 子育てについて、地域や職場の理解が進むような意識の啓発や、職場における制度の充実

など

【関連する基本事業】

- 基本目標2: 施策4-③ 地域密着型福祉サービスの推進
- 基本目標3: 施策4-③ 労働環境と福利厚生の実
- 基本目標5: 施策3-① 公共交通網の充実
施策3-② 公共交通関連施設の利便性や親しみやすさの向上

[関連する分野別計画]

- 男女共同参画行動計画（平成23～27年度）
- 市民活動促進計画

- 地域福祉計画（平成 19～25 年度）
- 次世代育成支援行動計画（平成 22～26 年度）
- 乳幼児保育振興計画（平成 21～26 年度）
- 幼保一元化方針および幼稚園・保育所施設整備計画
- ほほえみやす 21 健康プラン（平成 20～29 年度）
- 食育推進計画（平成 21～25 年度）
- 教育振興基本計画（平成 23～27 年度）
- 元気な学校づくりマスタープラン

施策2 青少年の健全育成

[施策の目標]

- | |
|---|
| ■ 自主性と社会性をはぐくみつつ、自ら考え、決定し、実行力と責任感を持つ青少年が育つ環境をつくります。 |
|---|

[基本認識]

青少年期には、豊かな人間性をはぐくみながら、一人の人間としての自立を促すことが重要です。しかし、情報通信機器の発達により、氾濫する有害な情報からの影響を受けやすくなっています。また、社会環境の変化により、子どもに過干渉な保護者や、人との関わりが持てず、孤立する青少年が増えています。

自立した青少年を育成するためには、保護者と子どもが自らの役割を果たしながら、ともに成長していくことが大切です。また、地域の教育力を高めるとともに、情報の取り扱い方を学ぶことも必要です。

[基本事業体系]

青少年の健全育成	① 学校・家庭・地域におけるコミュニケーションの充実と知識の習得
	② 青少年を導くリーダーの育成
	③ 非行の防止と青少年の保護

① 学校・家庭・地域でのコミュニケーションの充実と知識の習得

家庭や地域での青少年の教育、コミュニケーションを充実させる取り組みを進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・学校と家庭の連携による、基本的な生活習慣の形成
- ・保護者が子育てを通じて成長し、青少年の健全な育成につなげるための、家庭教育に関する学習機会や情報の提供
- ・地域のコミュニティセンターなどを活用した、青少年の居場所づくり支援

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1:施策1-① 安心して子どもを生き育てられる環境づくり
施策3-③ 地域に根ざした学校づくり
- 基本目標2:施策4-② 相互扶助の意識啓発

② 青少年を導くリーダーの育成

地域社会において青少年を導くことの出来るリーダーを育成し、地域の教育力を高めます。

【想定される主な取り組み】

- ・地域社会での豊かな経験をもった人の発掘や、青少年のリーダーとしての育成
- ・さまざまな社会活動への青少年の参加促進など、次世代のリーダーとなる人材が育つ環境づくり

など

【関連する基本事業】

- 基本目標6:施策1-③ 協働の仕組みづくり

③ 非行の防止と青少年の保護

青少年を有害な情報や犯罪から守り、非行を未然に防ぎます。

【想定される主な取り組み】

- ・氾濫する情報の正しい取り扱いについての啓発や、性的・暴力的な有害情報からの青少年の保護
- ・学校や家庭、地域、関係機関との連携強化による、犯罪からの青少年の保護
- ・青少年の抱える問題に適切に対応した、非行防止指導

など

【関連する基本事業】

- 基本目標2:施策7-① 防犯活動の推進と防犯設備の強化

[関連する分野別計画]

- 市民活動促進計画
- 次世代育成支援行動計画（平成 22～26 年度）
- 教育振興基本計画（平成 23～27 年度）
- 元気な学校づくりマスタープラン

施策3 学校教育の充実

[施策の目標]

- すべての子どもたちが元気にいきいきと学ぶことができる学校づくりに向けて、学校・家庭・地域が協働して取り組むことができるまちをめざします。

[基本認識]

学力の向上や特別支援教育の充実、不登校への対応など、学校は多くの教育課題と向き合っています。

学校では、山積する課題の中にあって、教職員の地道な取り組みを通じてその解決に向けた取り組みを進めています。

しかし、すべての子どもたちがいきいきと学ぶことができる学校をつくるためには、教職員だけでなく家庭や地域の協力が大切です。

そのために、地域の人や自然、文化・歴史から学ぶ活動を進めながら、地域ぐるみで子どもを育てる体制を構築します。

[基本事業体系]

学校教育の充実	① 確かな学力の向上
	② 元気な心とからだの育成
	③ 地域に根ざした学校づくり
	④ 教職員の意識と指導力の向上
	⑤ 教育相談・支援体制の充実
	⑥ 教育環境の整備

① 確かな学力の向上

基礎学力の着実な向上を図り、生きる力をはぐくみます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 基礎学力の向上を図る指導方法の工夫
- ・ 情報活用能力やコミュニケーション能力など、社会で生きる力の習得

など

② 元気な心とからだの育成

学校の教育活動全体を通じて、子どもの元気な心とからだをはぐくみます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 学校教育の全体を通じて行う、郷土や自然を愛し、生命や人権を尊ぶ心の育成
- ・ いじめや差別を許さない人権教育の推進
- ・ 体育指導の充実やスポーツの推進などを通じた、体力の向上と健康なからだづく

り

- ・命の尊厳について理解を深めるとともに、自他のよさや性別による違いを認め合う学習機会の充実
- ・食育による子どもの食に対する意識向上や健康なからだづくり

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1:施策5-② 人権教育・人権啓発の推進
- 基本目標2:施策1-② 市民の健康課題に応じた健康づくりの推進
 - ③ 食育の推進
- 基本目標4:施策2-③ 自然を知り親しむ環境の整備

③ 地域に根ざした学校づくり

保護者や地域住民と連携しながら、地域の人や自然、文化・歴史から学ぶ活動に取り組みます。

【想定される主な取り組み】

- ・学校支援ボランティアの積極的な協力など、家庭や地域による学校支援活動の拡充
- ・地域の社会人がゲストティーチャーとして活動する取り組み
- ・郷土の歴史・文化や先人の生き方などを学ぶ機会の拡充
- ・地域での自然体験や農業体験を大切にした、環境保全や食文化についての学習の推進

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1:施策1-① 安心して子どもを生み育てられる環境づくり
 - 施策2-① 学校・家庭・地域におけるコミュニケーションの充実と知識の習得
 - 施策6-① 多文化理解の促進や国際的視野の醸成
- 基本目標2:施策4-② 相互扶助の意識啓発
- 基本目標3:施策2-① 経営基盤の強化と担い手の確保
 - 施策4-① 職業教育の充実
- 基本目標4:施策2-③ 自然を知り親しむ環境の整備
 - 施策3-③ 教育と普及啓発の推進
 - 施策4-① ごみ問題やリサイクル等についての普及啓発
 - 施策5-② 身近な市民遺産の再発見と保全
- 基本目標6:施策1-③ 協働の仕組みづくり

④ 教職員の意識と指導力の向上

社会的ニーズを踏まえた教職員研修を推進し、教職員の意識と指導力の向上を図ります。

【想定される主な取り組み】

- ・多彩な研修の推進による、教育に対する教職員の意欲・使命感や指導力の向上
- ・校内研修の充実や教職員相互のコミュニケーションによる教育技術の向上と共有化

など

⑤ 教育相談・支援体制の充実

不登校や学校に行きにくい子ども、教育的支援を必要とする子どものニーズに対応できる相談・支援体制の充実を図ります。

【想定される主な取り組み】

- ・不登校や登校しにくい子ども一人ひとりのケースに対し、きめ細かな対応ができる相談体制の整備
- ・障がいのある子どもについて、個々のニーズを的確に把握した、特別支援教育の推進

など

【関連する基本事業】

- 基本目標2:施策3-⑤ 療育・教育の充実

⑥ 教育環境の整備

子どもの安全・安心を確保しながら、情報化や環境問題といった現代的な課題を学ぶための環境づくりを進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・情報教育や環境教育など新しい課題に対応できる学習設備・環境の整備
- ・学校施設・教育設備・通学路の整備や、家庭・地域・関係機関との連携による、事故や犯罪からの子どもの保護

など

【関連する基本事業】

- 基本目標2:施策3-⑤ 療育・教育の充実

[関連する分野別計画]

- 教育振興基本計画
- 元気な学校づくりマスタープラン
- 同和教育基本方針
- 人権教育基本方針
- 次世代育成支援行動計画
- 食育推進計画
- スポーツ振興計画
- ほほえみやす21健康プラン

施策4 生涯学習・生涯スポーツの推進

〔施策の目標〕

- すべての市民が、生涯学習・生涯スポーツの取り組みを通じて、うるおいと生きがいをもって生活をおくることができるまちをめざします。

〔基本認識〕

野洲市は、生涯学習と生涯スポーツに積極的な取り組みを行ってきましたが、これからは誰もが楽しく参加し活動できるよう、活動情報の提供や、発表・交流の機会づくりが必要とされています。

今後の生涯学習は、人権問題や環境問題、地域の歴史や文化遺産の継承など今日的課題や地域の課題について、市民が自ら学び、その成果を活かしていくことも重要になります。また、生涯スポーツでは市民の健康づくりを担う活動としての役割が大きくなっています。

こうした市民の生涯学習と生涯スポーツへの取り組みを促進するための環境を整え、心身ともに充実し、生きがいをもって人生を送ることのできるまちづくりを進めます。

〔基本事業体系〕

生涯学習・生涯スポーツの推進	① 多様な生涯学習・生涯スポーツメニューの提供と機会の拡大
	② 生涯学習・生涯スポーツ活動に対する支援
	③ 生涯学習・生涯スポーツ活動拠点の充実

① 多様な生涯学習・生涯スポーツメニューの提供と機会の拡大

高度化・細分化するさまざまな市民ニーズに対応し、多様な生涯学習・生涯スポーツのメニューを提供します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 興味や関心のある人が気軽に相談できる体制の整備
- ・ 地域の伝統・文化芸術の伝導者の育成
- ・ 子どもから高齢者・障がい者（児）までがスポーツ・文化芸術に親しめる場の充実

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1: 施策6-① 多文化理解の促進や国際的視野の醸成
- 基本目標2: 施策1-② 市民の健康課題に応じた健康づくりの推進
 - 施策2-② いつまでも元気で暮らせるまちづくり
 - 施策3-④ とともに学びともに生きる意識の普及啓発
 - 施策4-② 相互扶助の意識啓発

- 基本目標4:施策1-② 地域性豊かなまちなみやうるおいのある景観の創出
 - 施策2-③ 自然を知り親しむ環境の整備
 - 施策3-④ 教育と普及啓発の推進
 - 施策4-① ごみ問題やリサイクル等についての普及啓発
 - 施策5-① 指定文化財の保護・継承と魅力の発信
- 基本目標6:施策1-① 市民活動の機会と場づくり

② 生涯学習・生涯スポーツ活動に対する支援

生涯学習・生涯スポーツに取り組む人や団体・サークル間の交流を促進し、活動の活性化を支援します。

【想定される主な取り組み】

- ・生涯学習・生涯スポーツの情報を交換する場の提供や、団体・サークルのネットワーク形成
- ・団体・サークルの中心的な役割を担うリーダーの養成・支援
- ・生涯学習アドバイザー活動の支援

など

【関連する基本事業】

- 基本目標6:施策1-② 市民活動への支援

③ 生涯学習・生涯スポーツ活動拠点の充実

生涯学習・生涯スポーツに取り組みやすい環境づくりのために、施設の整備や有効活用を推進します。

【想定される主な取り組み】

- ・社会教育施設・スポーツ施設の改修・整備や、市民に身近な既存施設の有効活用
- ・地域の小さなスペースを市民の文化芸術の発表の場として活用
- ・健康に関する情報提供からスポーツの実践までが可能な健康づくり拠点の整備

など

[関連する分野別計画]

- スポーツ振興計画
- 教育振興基本計画

施策5 人権の尊重と恒久平和の実現

[施策の目標]

- 年齢、性別、障がい、国籍、出自などに関わらず、お互いの人権を尊重し、支えあって暮らす共生社会をめざします。
- すべての市民が世界の恒久平和を希求し平和の尊さを共有できるまちをめざします。

[基本認識]

これまで、人権侵害の解消に向けたさまざまな取り組みが行われてきましたが、今なお社会には多くの人権問題が存在しており、社会環境の変化に伴い新たな人権問題も生じています。例えば、情報化の進展による、個人情報流出や匿名性を悪用した差別を助長する誹謗中傷の拡散、高齢化の進行による高齢者の人権侵害の表面化、雇用形態の変化による非正規雇用者や外国人労働者の人権問題などが挙げられます。また、同和問題の解決に向けた取り組みを進めてきましたが、物的な基盤の整備が進んだ一方、就労や教育等、生活基盤となる事項においては課題が残されています。

これら、多岐にわたる人権問題の解決を、行政と市民の共通課題として捉え、協働により、誰もが社会の一員としてお互いの人権を尊重し、支えあって暮らす共生社会をめざすことが重要です。

また、野洲市では市民が安心して暮らせることや世界の恒久平和をめざし、「平和都市宣言」を行っています。これに基づいて、平和とは、国籍、民族、宗教、歴史、文化などさまざまな違いを認めあって多彩な交流と友好のきずなを結ぶなかで築いていくものであることを認識するとともに、平和の尊さを共有し、世界の恒久平和の実現を願う市民意識の醸成に努める必要があります。

[基本事業体系]

人権の尊重と恒久平和の実現	① 人権擁護のまちづくりの推進
	② 人権教育・人権啓発の推進
	③ 部落差別の解消
	④ 男女共同参画の推進
	⑤ 平和教育・啓発の推進

① 人権擁護のまちづくりの推進

施策の推進にあたっては常に人権尊重の視点を意識するとともに、人権侵害や人権侵害につながる問題に対して、不安や心配ごとが解消されるよう、相談・支援体制の強化や市民との協働を進め、あらゆる人権侵害の解決をめざします。

【想定される主な取り組み】

- ・ あらゆる人権侵害の解決に向けた、住民が安心かつ容易に利用できる相談体制お

よび支援体制の強化

- ・虐待や家庭内暴力などの早期発見や解決に向けた地域との連携強化
- ・新たな人権問題の発生に対する適切な対応や啓発

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1:施策1-② 子どもが健やかに育つ環境づくり
- 基本目標2:施策2-② いつまでも元気で暮らせるまちづくり
- 基本目標6:施策1-③ 協働の仕組みづくり

② 人権教育・人権啓発の推進

人権尊重の理念や人権問題への理解と認識を深め、人権意識の高揚と人権問題の解決に結びつくよう、家庭・学校・地域・企業等のあらゆる場を通じて学習の場や機会を提供するなど、人権教育や啓発活動に取り組みます。

【想定される主な取り組み】

- ・子育てを通じた、家庭における人権教育の推進
- ・地域・企業等に対する学習の場・機会の提供

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1:施策3-② 元気な心とからだの育成
施策6-① 多文化理解の促進や国際的視野の醸成
- 基本目標2:施策3-④ とともに学びともに生きる意識の普及啓発
- 基本目標3:施策4-③ 労働環境と福利厚生の実現

③ 部落差別の解消

「基本的人権の尊重」といった視点から、人権施策行政との連動と補完により、残された課題の解決や啓発を進め、部落差別のない地域社会の実現をめざします。

【想定される主な取り組み】

- ・部落差別意識や忌避意識の解消、人権意識の高揚
- ・地区内施設の活用による、同和地区内外の住民交流の促進
- ・就労、健康・福祉、教育などの課題解消に向けた取り組み

など

④ 男女共同参画の推進

男女が社会の対等な構成員として、職場・家庭・地域など社会のあらゆる分野に公平に参画する機会が保障されるとともに、実効性のある積極的な改善措置を通じて、ともに責任を担える社会を築きます。

【想定される主な取り組み】

- ・政策・方針決定の場への参画拡大
- ・地域社会における男女共同参画の推進

- ・ 性別による権利侵害の防止

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1:施策1-① 安心して子どもを産み育てられる環境づくり
- 基本目標3:施策4-③ 労働環境と福利厚生充実

⑤ 平和教育・啓発の推進

平和の尊さを共有し、その実現を願う市民意識を醸成します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 国籍や文化の違いを超えた平和への取り組みに対する理解の促進
- ・ 人を大切に作る心の醸成
- ・ 地域の安心と安全の積み重ねによる世界平和の実現
- ・ 戦争が招く悲惨な状況や体験などについての正確な伝承

など

[関連する分野別計画]

- 人権施策基本計画
- 人権教育基本方針
- 人権保育基本方針
- 人権尊重のまち宣言
- 平和都市宣言
- 同和対策基本計画
- 同和教育基本方針
- 同和保育基本方針
- 企業内同和問題啓発基本方針
- 同和地区福祉保健計画
- 男女共同参画行動計画

施策6 多文化共生社会の実現

[施策の目標]

- | |
|--|
| ■ 言語、文化、国籍の違いを互いに理解しあい、さまざまな文化的背景の人が、地域において支えあいながら暮らすことのできるまちをめざします。 |
|--|

[基本認識]

情報技術や交通手段の発達に伴う社会経済・文化のグローバル化の進展により、市民や民間における国際的な交流はますます活発になっています。野洲市では、外国人居住者の人口に占める割合が県平均より低いものの、新たに居住する外国人が近年増加しています。

今後もグローバル化は一層進むものと考えられることから、市民の国際理解を深めるとともに、外国人が地域社会で、ともに学びともに暮らせるような、多文化共生社会を築いていく必要があります。

そのために、市民が主体となった国際交流活動を引き続き支援するとともに、学校教育の場で外国語教育や国際理解教育の充実を図り、国際社会に通用する人材の育成に努めます。また、市内に住む外国人が地域社会の一員として、孤立することなく安心して日常生活が送れるよう、相互理解を深める活動や、相談支援体制の充実を進めます。

[基本事業体系]

多文化共生社会の実現	① 多文化理解の促進や国際的視野の醸成
	② 在住外国人への支援

① 多文化理解の促進や国際的視野の醸成

市民が多文化を理解し、国際的な視野を醸成できるような、学校教育・生涯学習活動を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 民間の活動と連携した、国際交流活動の推進
- ・ 学校教育や生涯学習などにおける国際理解教育の充実

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1: 施策3-③ 地域に根ざした学校づくり
- 施策4-① 多様な生涯学習・生涯スポーツメニューの提供と機会の拡大
- 施策5-② 人権教育・人権啓発の推進

② 在住外国人への支援

在住外国人が地域において孤立することの無いよう、コミュニケーションの場づ

くりの支援や、日常生活の不安を取り除く相談・支援体制の充実を図ります。

【想定される主な取り組み】

- ・ 団体や住民との協働による日本語（識字）教室の開催支援
- ・ 地域社会などにおける孤立を防ぐための、コミュニケーションの場づくりの支援
- ・ 地域社会で共生していくために必要な制度やルールに対する情報提供の充実
- ・ 外国人を雇用する企業に対する、地域での交流活動についての啓発

など

【関連する基本事業】

- 基本目標6：施策1－③ 協働の仕組みづくり
 - ① 広報・広聴の充実

[関連する分野別計画]

- 人権施策基本計画

基本目標 2 : 人とひとが支え合う安心なまち

市民一人ひとりが生きる喜びを実感し、いきいきと輝くために、ともに支え合い、一人の漏れもなく健康で安心な生活をおくることができるまちをめざして、「人とひとが支え合う安心なまち」を基本目標とします。

基本目標の実現に向けて、市民が地域の中でいきいきと暮らしながら、健康づくりに取り組み、安心して自立した生活を送ることができるまちをめざします。また、災害や犯罪、交通事故等については、その発生予防と発生時の対応に向けた対策を進め、安全で安心して暮らせるまちをめざします。

《施策体系》

施策	基本事業体系
施策1 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 健康の保持増進のための体制強化と地域医療の充実促進 ② 市民の健康課題に応じた健康づくりの推進 ③ 食育の推進
施策2 高齢者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域で暮らしを支え合うまちづくり ② いつまでも元気で暮らせるまちづくり ③ 介護予防・介護サービスにより笑顔で暮らせるまちづくり
施策3 障がい者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 相談支援の充実 ② 社会参画と就労の促進 ③ 自立に向けたサービスの充実 ④ とともに学びともに生きる意識の普及啓発 ⑤ 療育・教育の充実
施策4 地域福祉基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域団体形成の支援および拠点の充実 ② 相互扶助の意識啓発 ③ 地域密着型福祉サービスの推進
施策5 低所得者福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 低所得者の自立支援 ② 社会保障制度についての意識啓発
施策6 防火・防災対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ① 予防対策の推進 ② 災害時応急体制の確立
施策7 市民生活の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ① 防犯活動の推進と防犯設備の強化 ② 消費者被害の未然防止および救済 ③ 食品の安全性の確保 ④ 交通安全の推進

施策1 健康づくりの推進

[施策の目標]

- 市民が主体的に健康づくりに取り組むことができる環境を整備し、いきいきと充実した毎日をおくることができるまちをめざします。

[基本認識]

ライフスタイルの変化や現代社会のストレスにより、うつ病などの精神疾患やがんや心臓病などの生活習慣病が増大し健康課題となっています。

また、高齢者介護の問題や救急医療等の地域医療の問題、自殺者数が高い水準のままであることなども大きな課題となっています。

こうした社会背景の中、市民一人ひとりが生活習慣を見直し、健康づくりに取り組むことが求められます。その一方で、個人の取り組みだけではなく、健康づくりを社会全体で推進することも必要です。

[基本事業体系]

健康づくりの推進	① 健康の保持増進のための体制強化と地域医療の充実促進
	② 市民の健康課題に応じた健康づくりの推進
	③ 食育の推進

① 健康の保持増進のための体制強化と地域医療の充実促進

健康に関わる組織の連携を強化し、地域の取り組みを促進することにより、健康づくりに取り組みやすい環境を整備します。

【想定される主な取り組み】

- ・健康づくりにつながる活動に取り組む市民団体への支援など、市民との協働による健康づくり
- ・がんなどの早期発見のため、医療・保健・福祉の各機関における連携強化や、健診・健康相談等の充実
- ・かかりつけ医制度の普及や、地域における小児科や産婦人科などの機能とサービスの確保
- ・地域医療のあり方などについて、市民や関係機関団体等が情報共有できる場の確保

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1:施策1-② 子どもが健やかに育つ環境づくり

② 市民の健康課題に応じた健康づくりの推進

子どもから高齢者まで、年齢や健康課題に応じた適切な健康づくりを推進していきます。

【想定される主な取り組み】

- ・学校での体育の授業やスポーツなどを通じた、子どもの体力向上
- ・子どもの健康に対する保護者への、育児相談・育児教室の充実
- ・個々に合う運動方法の情報提供や、健診の定期的な受診促進など、生活習慣病予防や介護予防を重視した環境の整備
- ・心の健康を大切にするため、精神疾患に関する正しい知識の普及や、気軽に相談できる窓口の整備
- ・自殺につながるうつ病・アルコール依存症等の相談体制整備や正しい知識の啓発
- ・地域で自殺予防の相談に携わる人材の育成

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1:施策1-② 子どもが健やかに育つ環境づくり
- 施策3-② 元気な心とからだの育成
- 施策4-① 多様な生涯学習・生涯スポーツメニューの提供と機会の拡大

③ 食育の推進

家庭や学校、地域など、さまざまな場面で食育を進めます。また、食を通じた家族の交流によって、望ましい食習慣が身に付くよう促すとともに、地産地消を推進します。

【想定される主な取り組み】

- ・学校や地域での食文化に触れる機会の拡充や、正しい食習慣の習得など、子どもの食に対する意識の向上
- ・収穫祭などのイベントを通じた、消費者と生産者の交流促進や、市民の地場産物への関心の向上

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1:施策3-② 元気な心とからだの育成
- 基本目標3:施策2-③ 地産地消の促進

[関連する分野別計画]

- ほほえみやす 21 健康プラン
- 食育推進計画
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 障がい者福祉計画
- 障がい福祉計画
- 次世代育成支援行動計画

施策2 高齢者福祉の充実

[施策の目標]

- 高齢者が生きがいをもって自立し、安心して生活をおくることができるまちをめざします。

[基本認識]

高齢者人口は年々増加しており、その傾向は今後も続くと考えられます。また、高齢者だけで暮らす世帯や、介護の必要な高齢者も増加し、高齢者が被害に遭う事故や犯罪も増えています。

こうした中で、高齢者が安心して住み慣れたまちで、健康に暮らし続けられるよう、社会環境を整えていく必要があります。

[基本事業体系]

高齢者福祉の充実	① 地域で暮らしを支え合うまちづくり
	② いつまでも元気で暮らせるまちづくり
	③ 介護予防・介護サービスにより笑顔で暮らせるまちづくり

① 地域で暮らしを支え合うまちづくり

地域と行政が連携し、ひとりや夫婦だけで暮らす高齢者の世帯が安心して住み続けられるまちにします。

【想定される主な取り組み】

- ・ 周囲の手助けを必要とする高齢者の把握や、近隣住民による見守り活動の促進など、地域住民と高齢者のつながりの強化
- ・ 災害、事故、犯罪被害などに高齢者が巻き込まれないよう、地域住民と行政の協力による高齢者の安全確保対策
- ・ 医療、健康保険、介護保険、行政などの連携による在宅療養手帳の普及促進
など

【関連する基本事業】

- 基本目標2: 施策4-② 相互扶助の意識啓発
 - ③ 地域福祉型福祉サービスの推進
- 施策6-② 災害時応急体制の確立
- 施策7-① 防犯活動の推進と防犯設備の強化
 - ② 消費者被害の未然防止および救済
 - ④ 交通安全の推進
- 基本目標6: 施策1-③ 協働の仕組みづくり

② いつまでも元気で暮らせるまちづくり

高齢者が健康に暮らすことのできる環境を整え、社会参加を促すことで生きがいづくりを応援します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 創作活動やスポーツ、学習、就労といった、高齢者が生きがいを持って暮らせるような社会活動への参加機会の提供
- ・ 高齢者が生涯を通じて元気に過ごせるような、健康づくりや3世代間あるいは4世代間の交流促進
- ・ 関係機関の連携強化や職員の専門性の向上などの相談体制の強化による、高齢者への社会的な無関心や虐待の防止
- ・ 高齢者が生活しやすい社会環境を整えるためのバリアフリー化 など

【関連する基本事業】

- 基本目標1: 施策4-① 多様な生涯学習・生涯スポーツメニューの提供と機会の拡大
施策5-① 人権擁護のまちづくりの推進
- 基本目標5: 施策2-② 歩行者や自転車、環境にやさしい道路や街路の整備
施策3-① 公共交通網の充実
② 公共交通関連施設の利便性や親しみやすさの向上
- 基本目標6: 施策1-① 市民活動の機会と場づくり
③ 協働の仕組みづくり

③ 介護予防・介護サービスにより笑顔で暮らせるまちづくり

高齢者が自立した生活をおくれるよう介護予防を推進するとともに、介護が必要なときにサービスを利用しやすい環境を整えます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 介護予防の重要性についての普及啓発や、一人ひとりの取り組みの促進
- ・ 認知症サポーターを養成するキャラバンメイトへの活動支援と認知症への正しい理解の普及啓発、相談体制の充実などによる、認知症疾患の早期発見やその介護支援
- ・ 介護者家族への支援
- ・ 早期からの介護予防促進や、要介護者の早期発見、個人の状態に応じた介護サービスの提供などによる、要介護状態や認知症の軽減や進行の抑制
- ・ 介護給付の適切な運用や介護サービスの持続的な提供
- ・ ケアマネジャーやヘルパーに対する研修制度や相談体制の充実 など

【関連する分野別計画】

- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ほほえみやす 21 健康プラン
- 地域福祉計画
- 交通バリアフリー基本構想
- 市民活動促進計画

施策3 障がい者福祉の充実

[施策の目標]

- | |
|---|
| ■ すべての人が、ともに地域のなかでいきいきと暮らすことができるまちをめざします。 |
|---|

[基本認識]

高齢化の進展に伴い、障がい者の増加や、障がいの重度化・重複化などが進むとともに、一人暮らしの障がい者や障がい者を支える家族の高齢化も深刻な問題となっています。

地域の連帯感や相互扶助機能の低下などにより、現状では障がい者やその家族を支える社会の仕組みが不十分であり、支援の充実や市民の障がいに対する理解が求められます。また、障がい者の自立のためには、就労促進や社会参画に向けた継続的な支援が求められます。

そのためには、バリアフリーや雇用機会の拡充を進め、障がい者が社会に参画しやすい環境の整備が必要です。また、「すべての人がともに学びともに生きる社会の実現」といった意識の普及啓発も必要です。

[基本事業体系]

障がい者福祉の充実	① 相談支援の充実
	② 社会参画と就労の促進
	③ 自立に向けたサービスの充実
	④ とともに学びともに生きる意識の普及啓発
	⑤ 療育・教育の充実

① 相談支援の充実

障がい者やその家族が気軽に相談できる支援体制を整え、必要に応じて適切な情報の提供や障がい福祉サービスの提供につなげていきます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 相談窓口の一元化や、総合的な情報提供、権利擁護のための援助などの拡充
- ・ 研修の実施や専門機関との連携などによる、相談員の専門性の向上
- ・ 同じ悩みを共有する仲間同士で行うカウンセリングの仕組みづくり

など

② 社会参画と就労の促進

バリアフリー化の促進や雇用機会の拡充、就労相談や情報提供の充実を図ることで、社会参画を促進します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 障がい者が自由に行動できるためのバリアフリー化の促進
- ・ 障がいの特性に応じた支援体制の充実による、障がい者が社会参加しやすい環境づくり
- ・ 障がい者の雇用に対する企業等への啓発や、雇用機会の拡充
- ・ 本人の意向に沿った就労支援や、技能習得のサポート

など

【関連する基本事業】

- 基本目標2:施策7-④ 交通安全の推進
- 基本目標3:施策4-② 就労相談や能力開発支援の充実
- 基本目標5:施策2-② 歩行者や自転車、環境にやさしい道路や街路の整備
 - 施策3-① 公共交通網の充実
 - 施策3-② 公共交通関連施設の利便性や親しみやすさの向上

③ 自立に向けたサービスの充実

障がい者が主体的に生活をおくることができるよう、福祉サービスの充実を図ります。

【想定される主な取り組み】

- ・ 障がい者本人やその家族と支援機関による連携や、本人と家族の多様なニーズに応じた福祉サービスの提供
- ・ 一時的な支援を必要とする人が、気軽に福祉サービスを利用できるような環境整備

など

④ とともに学びともに生きる意識の普及啓発

広く市民に障がいに対する理解を促し、障がいの有無に関わらず参加しやすい交流の場を拡充します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 市の広報や市民向け講座などを通じた、市民の障がいに対する理解の促進
- ・ 障がいの有無に関わらずすべての人が気軽に参加できる交流の場の拡充と、相互理解の促進

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1:施策4-① 多様な生涯学習・生涯スポーツメニューの提供と機会の拡大
 - 施策5-② 人権教育・人権啓発の推進
- 基本目標6:施策2-① 広報・広聴の充実

⑤ 療育・教育の充実

保健・医療・福祉・教育の連携を強化し、障がいのある、またはその疑いのある子どもの発達を早期から支援します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 早期から保健・医療・福祉・教育において適切な支援を受けられるような一貫した体制づくり
- ・ 発達障がいをはじめ、特別な支援を要する子どもたちへのきめ細かい対応
- ・ 保育現場や学校現場での、障がいの特性に応じた教育の実施や、施設、教材備品等の整備

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1:施策3-⑤ 相談・支援体制の充実
- ⑥ 教育環境の整備

[関連する分野別計画]

- 地域福祉計画
- 障がい者福祉計画
- 障がい福祉計画
- 就労支援計画
- 交通バリアフリー基本構想

施策4 地域福祉基盤の充実

[施策の目標]

- | |
|---|
| ■ お互いに支え合いながら、住み慣れた地域を基盤にして、誰もが安心して暮らしていけるまちをめざします。 |
|---|

[基本認識]

地域社会において、コミュニケーションの希薄化、ひとり暮らし高齢者の増加、子育てに不安を抱える親の増加などが課題となっています。また、高齢者や児童、低所得者など社会的な援護を要する人への支援が重要となっています。

こうした課題について、地域を基盤として総合的な福祉サービスを提供できる仕組みを作り、地域福祉を推進していくことが求められます。

その実現に向けて、行政と地域住民、社会福祉協議会、事業者などとの協働により、きめ細やかな福祉サービスを展開します。

[基本事業体系]

地域福祉基盤の充実	① 地域団体形成の支援および拠点の充実
	② 相互扶助の意識啓発
	③ 地域密着型福祉サービスの推進

① 地域団体形成の支援および拠点の充実

地域団体の活動や相互協力を支援し、地域の力による福祉活動を推進します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 地域福祉の活動に取り組む団体やリーダーの養成
- ・ 社会福祉協議会やボランティア団体、NPOなどの活動の連携や相互協力の工夫
- ・ 地域福祉に関する情報交流拠点の機能拡充

など

② 相互扶助の意識啓発

地域住民が一体となって地域福祉を進めるため、相互扶助意識の醸成を促進します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 地域内での世代を超えた交流促進と、互いに支えあうことのできるつながりの育成
- ・ 学校教育や生涯学習などを通じた、地域の相互扶助意識の醸成
- ・ 自治会活動などを通じた地域内の連携や信頼関係の構築と情報共有
- ・ 民生委員児童委員の活動の推進と市民への周知

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1:施策2-① 学校・家庭・地域におけるコミュニケーションの充実と知識の習得
- 施策3-③ 地域に根ざした学校づくり
- 施策4-① 多様な生涯学習・生涯スポーツメニューの提供と機会の拡大
- 基本目標2:施策2-① 地域で暮らしを支え合うまちづくり
- 施策6-② 災害時応急体制の確立
- 基本目標6:施策1-③ 協働の仕組みづくり

③ 地域密着型福祉サービスの推進

子育て世帯や高齢者、障がい者、低所得者などに対し、ニーズや実情に応じた総合的な地域主体の福祉サービスを提供します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 市民・事業者・行政の連携による、地域福祉のネットワーク形成
- ・ 保健・医療・福祉に関する総合相談窓口の設置
- ・ 必要に応じた専門的な相談窓口やサービス提供機関への連絡調整
- ・ 地域で身近に相談を受けられる人材の育成

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1:施策1-③ 子育て、子育てを支える地域づくり
- 基本目標2:施策2-① 地域で暮らしを支え合うまちづくり
- 施策5-① 低所得者の自立支援
- 基本目標6:施策1-③ 協働の仕組みづくり

[関連する分野別計画]

- 地域福祉計画
- 市民活動促進計画
- 地域防災計画
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 障がい者福祉計画
- 次世代育成支援行動計画

施策5 低所得者福祉の推進

[施策の目標]

- | |
|--|
| ■ 経済的に不安定な生活を余儀なくされている人が、安心して自立した生活をおくることができるまちをめざします。 |
|--|

[基本認識]

全国的に経済的な支援を要する生活保護の受給者の増加や受給期間の長期化が進んでいます。

そのため、関係機関とともに生活困窮の原因に応じた適切な支援を進めることや、就労による自立を促していくことなどが求められます。

また、公平性・公正性の観点から、生活保護の適正な制度運営や社会保障制度の安定した運用が求められています。

[基本事業体系]

低所得者福祉の推進	① 低所得者の自立支援
	② 社会保障制度についての意識啓発

① 低所得者の自立支援

低所得者・生活保護受給者に対する適切な支援を行うとともに、自立に向けた支援を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・生活困窮者への貸付制度や給付制度、減免措置などの制度に関する情報提供や、適正な活用
- ・生活困窮の原因に対応した自立支援や、関係機関と協力した就労支援
- ・就労による自立が困難な人への社会参加促進や健全な生活支援
- ・公営住宅の適正な維持・管理による低所得者や住宅困窮者の住居確保 など

【関連する基本事業】

- 基本目標2:施策4-③ 地域福祉型福祉サービスの推進
- 基本目標3:施策4-② 就労相談や能力開発支援の充実

② 社会保障制度についての意識啓発

社会保障制度を公平に安定して運用していくために、市民の意識啓発を推進します。

【想定される主な取り組み】

- ・年金制度や医療保険制度の公平性の確保と適切な運用 など

[関連する分野別計画]

- 地域福祉計画
- 地域住宅計画

施策6 防火・防災対策の強化

[施策の目標]

- | |
|--|
| ■ 災害の予防と、発生時の対応に向けた対策を進め、災害から生命と財産を守る安心・安全なまちをめざします。 |
|--|

[基本認識]

国内で大規模な災害が発生し、市民の防災への意識は高まっています。野洲市では、被害が想定される東南海・南海地震、直下型地震に対する備えが重要となるとともに、風水害への対応も必要となります。

防災対策として、災害時の広域支援体制を整備しながら、自主防災組織の取り組みを市域全体に進めているところです。また、市内事業者との物資調達体制の整備や災害時要援護者への対応などにより、災害時の被害を最小限に食い止めるとともに、防災拠点の施設整備を進める必要があります。

防火・消防対策としては、自主防災リーダーを育成し、消防団の体制を強化するなど継続的に取り組むことが求められます。

[基本事業体系]

防火・防災対策の強化	① 予防対策の推進
	② 災害時応急体制の確立

① 予防対策の推進

建築物の耐震化や治山治水を進めるとともに、災害危険箇所の情報収集と周知を行い、災害時の被害を未然に防ぐ取り組みを進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・地震災害に強い生活環境の構築に向けた民間住宅の耐震診断や改修の支援、公共施設の耐震化、防災拠点の整備
- ・河川や急傾斜地など危険箇所の改修・整備の推進
- ・防災マップや洪水ハザードマップの活用による市民の災害に対する理解の促進
- ・災害時の原子力発電所の安全性が疑問視される中で、想定される放射能の影響等についての知識の普及啓発

など

② 災害時応急体制の確立

災害時の対応に向け、地域の自主防災体制を確立するとともに、各機関の相互連携による防災・防火体制を構築します。

【想定される主な取り組み】

- ・大規模災害、火災に迅速に対応するための市や消防本部、警察、県との広域的な連携強化
- ・市消防団の機能別団員（分団）制度の導入や、自主防災組織の育成による地域連

絡体制の整備など、組織体制の強化

- ・ 地元の医療機関や企業・事業所など民間団体との包括的な連携
- ・ 高齢者・障がい者・乳幼児・外国人をはじめとした災害時に支援を必要とする人の把握と避難誘導など災害時の支援体制整備
- ・ 災害の被害を受けた社会資本の速やかな復旧

など

【関連する基本事業】

- 基本目標2: 施策2-① 地域で暮らしを支え合うまちづくり
施策4-② 相互扶助の意識啓発
- 基本目標6: 施策1-③ 協働の仕組みづくり

[関連する分野別計画]

- 地域防災計画
- 国民保護計画
- 地域福祉計画
- 高齢者福祉保健計画・介護保険事業計画
- 障がい者福祉計画
- 水防計画
- 地域住宅計画

施策7 市民生活の安全性の確保

[施策の目標]

- 犯罪や交通事故の防止対策、消費生活の安全性の向上により、安心して生活できるまちをめざします。

[基本認識]

全国的に犯罪件数が減少する一方、高齢者を狙った振込み詐欺など、消費生活に関するトラブルや犯罪は増加傾向にあります。また、市内を通過する幹線道路などで、しばしば交通死亡事故が発生しており、交通事故の防止が課題となっています。

犯罪・事故抑止のためには、「自分たちのまちは自分で守る」という意識のもとに自主的な地域の防犯・安全対策に取り組む必要があります。

併せて、消費生活トラブルについては、相談窓口体制の充実を図るとともに、消費者への情報提供によって犯罪被害を未然に防ぎながら、安心して商品・サービスを購入できる環境を整えることが求められます。

[基本事業体系]

市民生活の安全性の確保	① 防犯活動の推進と防犯設備の強化
	② 消費者被害の未然防止および救済
	③ 食品の安全性の確保
	④ 交通安全の推進

① 防犯活動の推進と防犯設備の強化

犯罪抑止に向け、地域による自主的な防犯活動を促進するとともに、防犯設備の増強を図ります。

【想定される主な取り組み】

- ・ 地域での自主防犯活動の積極的な展開に向けた組織化支援や地域活動に対する指導
- ・ 事件情報の周知、研修会の実施による防犯意識の向上
- ・ 防犯灯、防犯カメラ、防犯パトロール車など防犯設備の増強

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1: 施策2-③ 非行の防止と青少年の保護
- 基本目標2: 施策2-① 地域で暮らしを支え合うまちづくり
- 基本目標6: 施策1-③ 協働の仕組みづくり

② 消費者被害の未然防止および救済

安心できる消費生活のために、消費者の意識啓発を進め、トラブルに対する相談体制の充実を図ります。

【想定される主な取り組み】

- ・消費生活にかかる市民の意識向上をめざした啓発講座の開催
- ・市の広報紙やホームページ等を利用した相談事例の情報提供
- ・相談しやすい窓口体制の整備
- ・行政や弁護士会・司法書士会など関係機関の連携強化
- ・認知症や高齢の人たちへの、成年後見人制度の周知や活用

など

【関連する基本事業】

- 基本目標2:施策2-① 地域で暮らしを支え合うまちづくり

③ 食品の安全性の確保

安心して食品を購入できるように、事業者に対する監視体制の充実を図り、食品の安全性を確保します。

【想定される主な取り組み】

- ・農産物の生産者、産地など生産に関する情報を確認できるシステムの構築
- ・商店への立入調査などによる不当・虚偽表示の抑止

など

④ 交通安全の推進

高齢者や子どもをはじめとした市民の交通安全に対する意識の向上を促しつつ、安全な交通環境を整備します。

【想定される主な取り組み】

- ・交通弱者の自己防衛意識や、自動車の運転マナーの向上をめざした交通安全教室の開催
- ・道路の危険箇所の把握・検証の推進
- ・歩道と車道のフラット化や歩行者と自転車の分離歩車道などバリアフリーをめざした安全な道路の整備
- ・通学路の安全確保

など

【関連する基本事業】

- 基本目標2:施策2-① 地域で暮らしを支え合うまちづくり
- 施策3-② 社会参画と就労の促進
- 基本目標5:施策2-② 歩行者や自転車、環境にやさしい道路や街路の整備

[関連する分野別計画]

- 交通安全計画
- 交通バリアフリー基本構想
- 交通バリアフリー特定事業計画

基本目標 3 : 地域を支える活力を生むまち

環境の保全を基礎として、基幹的な産業の競争力を維持・発展させるとともに地域の産業の振興を図り、また安定した就労により安心して働けるまちをめざして、「地域を支える活力を生むまち」を基本目標とします。

基本目標の実現に向けて、企業と地域との連携を深め、事業所が操業しやすい環境を整備するとともに、豊かな自然環境・地域資源を生かした農林漁業や観光の振興に努めます。また、市内で働く人々が意欲を持ち安心して働くことのできる環境を整備します。

《施策体系》

施策	基本事業体系
施策 1 商工業の振興	① 企業の操業環境の整備と雇用の確保 ② 地域との連携の強化 ③ 地域商業の活性化
施策 2 農林漁業の振興	① 経営基盤の強化と担い手の確保 ② 地域との連携 ③ 地産地消の促進 ④ 農林漁業の多面的展開
施策 3 地域資源を生かした 観光の振興	① 観光ルート等環境の整備 ② 観光資源の保全と地域活性化に向けた活用 ③ 観光情報の発信 ④ おいでやす（おもてなしの心）の推進
施策 4 就労支援と勤労者福祉の 充実	① 職業教育の充実 ② 就労相談や能力開発支援の充実 ③ 労働環境と福利厚生の実現

施策 1 商工業の振興

[施策の目標]

- 地域の商工業が発展し、雇用や所得が確保されるとともに、まちににぎわいと活力が生まれるまちをめざします。

[基本認識]

新規・既存を問わず、新しい時代や人々の暮らしを支える産業の立地・定着を図ることは、地域経済の振興や雇用の確保の観点から大変重要です。野洲市は、京阪神方面、中京方面双方との近接性など、恵まれた地理的条件から、産業立地の大きな可能性を有しており、実際に、電子機器関連をはじめとする大規模な事業所などが操業しています。

また、市では企業が取り組む人材育成や経営改善などに対する支援も行っています。

今後は、新規や既存、また規模の大小を問わず、工業などの事業所が市内で操業しやすい環境を整備するとともに、地域社会との共生を進めるため、ルール調整や交流の促進を図る必要があります。

商業については、大規模な商業施設の立地などが進み利便性が向上していますが、一方では地域の生活を支える商店の必要性も再認識されています。商店街としてのまとまりをもたず、厳しい経営を迫られている地域の商店の活性化が必要であり、商業と地域が一体となった地域商業の魅力づくりや、関係機関、行政等による経営支援、人材育成等のほか、地産地消や農・商・工連携、観光との連携など新たな視点からの対策も必要です。

[基本事業体系]

商工業の振興	① 企業の操業環境の整備と雇用の確保
	② 地域との連携の強化
	③ 地域商業の活性化

① 企業の操業環境の整備と雇用の確保

事業者が操業しやすい環境を、市民の生活環境や自然環境に配慮しながら整備するとともに、地域での雇用の拡大やものづくり技術の伝承を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 自然環境や生活環境へ配慮しながらも、企業のニーズ等を踏まえた、優良企業の立地促進や既存企業の事業拡大への支援
- ・ 市民の利便性と環境に配慮した均衡ある土地利用による企業立地の支援や商工業の振興
- ・ 中小企業に対する、人材・技術面・資金面での側面的な支援
- ・ 企業支援を通じた地域での雇用拡大

など

【関連する基本事業】

- 基本目標3:施策4-① 職業教育の充実
- 基本目標4:施策2-① 水質の向上と水辺の再生
 - ② 緑の保全と創造
 - ④ 生活環境の保全
- 施策3-① 再生可能エネルギーの普及促進
- 施策4-④ 廃棄物の適正処理の推進
- 基本目標5:施策1-② 地域特性に応じた機能分担と拠点形成の推進

② 地域との連携の強化

企業の社会貢献意識が高まっていることから、企業と地域との連携を強化し、互いに理解を深めて気持ちよく生活や事業活動ができる環境を醸成します。

【想定される主な取り組み】

- ・企業と地域住民との交流促進や相互理解の促進

など

【関連する基本事業】

- 基本目標6:施策1-③ 協働の仕組みづくり

③ 地域商業の活性化

高齢化が進む時代に即した地域商業の活性化に向けて、人材の確保や小規模商店などへの支援、地域との連携等を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・地域商業の活性化に必要な人材育成
- ・魅力的な小規模商店等の創造
- ・経営の安定化に向けた、資金の貸付等
- ・地産地消の取り組みと、地域の生産品を市民が手に入れやすい仕組みづくり
- ・農・商・工連携や観光との連携、ICT（巻末付属資料参照）の活用などのニーズに即応したサービスについての研究開発
- ・地域商業の新たな立地促進

など

【関連する基本事業】

- 基本目標3:施策2-③ 地産地消の促進

[関連する分野別計画]

- 商工業振興指針

施策2 農林漁業の振興

[施策の目標]

- 自然環境や生態系および地域との関わりを大切にしながら、農林漁業の永続をめざします。

[基本認識]

野洲市では、農業生産基盤の整備に努めてきた結果、圃場整備された効率の良い耕地による農業が営まれています。しかしながら、農業就業人口の減少や高齢化の進行など、全国と同様、厳しい状況におかれています。また、林業については、生産森林組合による森林整備などが行われていますが、本市の森林所有者の多くが零細な所有規模で経営を目的としていないことや、高齢化が進んでいることなどから、森林の価値・機能の保全が危ぶまれています。漁業については、漁業組合が組織されていますが、やはり組合員の高齢化が進んでおり、後継者の確保が難しい状況です。また、一部では水質改善の兆しもみられるものの、引き続き水環境の改善や保持に取り組む必要があります。

一方、食の安全への関心の高まりや、景観・防災、そして市民のふれあいなど、水田や山林が持つ多様な機能への注目が高まっており、これらに即した農林漁業の資源整備が求められています。

[基本事業体系]

農林漁業の振興	① 経営基盤の強化と担い手の確保
	② 地域との連携
	③ 地産地消の促進
	④ 農林漁業の多面的展開

① 経営基盤の強化と担い手の確保

農地の集積化や生産組織の強化、森林組合や漁業組合への支援、品質の向上などを通じて、農林漁業の経営基盤を強固にするとともに、担い手や後継者の確保支援に取り組みます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 市民に開かれた農林漁業の展開と新規就業者や後継者の育成
- ・ 農地の流動化と集積による大規模化の促進や、生産組織の強化
- ・ 農業生産品質の向上や販路の拡大支援
- ・ 林産物の振興、間伐材等の有効な活用、森林組合への支援などによる、森林の価値・機能の保全
- ・ 琵琶湖特産品の効果的な宣伝支援と生産の拡大促進などによる漁業組合への支援

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1:施策3-③ 地域に根ざした学校づくり
- 基本目標3:施策4-② 就労相談や能力開発支援の充実

② 地域との連携

農林漁業を活性化し、守り伝えていくための環境整備に向け、地域社会との連携を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・大規模営農者、兼業農家、集落営農組合などの相互連携
- ・地域住民と農林漁業者の協力による琵琶湖や農業用水路の水質保全、里山の整備など

【関連する基本事業】

- 基本目標4:施策2-① 水質の向上と水辺の再生
- ② 緑の保全と創造
- 基本目標6:施策1-③ 協働の仕組みづくり

③ 地産地消の促進

市民に地元生産物への信頼と関心を呼び起こし、食育の視点を重視しながら、地域の中で消費できる仕組みづくりを進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・市民活動と連携した、地元の生産活動の活性化と消費の拡大
- ・さまざまな機会を通じた食育の推進と、地産地消の啓発
- ・生産者と消費者との交流促進による信頼関係の構築や、消費者への関心の喚起など

【関連する基本事業】

- 基本目標2:施策1-③ 食育の推進
- 基本目標3:施策1-③ 地域商業の活性化

④ 農林漁業の多面的展開

農林漁業が果たすさまざまな役割に着目し、環境保全や市民のふれあいなど、多面的な展開を図ります。

【想定される主な取り組み】

- ・水源涵養や生物多様性、景観等それらが持つ多様な機能の重要性を認識した農地、山林、漁場などの保全
 - ・朝市や市民農園、自然体験など、市民が多様なふれあいの場として農地や山林、漁港などを活用できる機会の拡大
- など

【関連する基本事業】

- 基本目標3:施策3-② 観光資源の保全と地域活性化に向けた活用
- 基本目標4:施策2-① 水質の向上と水辺の再生
 - ② 緑の保全と創造
 - ③ 自然を知り親しむ環境の整備
- 施策4-④ 廃棄物の適正処理の推進
- 基本目標5:施策1-② 地域特性に応じた機能分担と拠点形成の推進

[関連する分野別計画]

- 地域農業マスタープラン
- 農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想
- 水田農業ビジョン
- 農業振興地域整備計画
- 食育推進計画
- 森林整備計
- 農業振興計画

施策3 地域資源を生かした観光の振興

[施策の目標]

- 地域の観光資源を有効に活用し、おもてなしの心をもって多くの人を迎え、心身を癒してもらおうとともに、野洲の魅力を広く発信するまちをめざします。

[基本認識]

高齢化の進展による生涯余暇時間の増大や価値観の多様化などを背景に、全国的な観光動向は、旅行形態が団体旅行から、家族、グループや個人旅行へと変化しています。また、異なる地域文化やさまざまな体験を通して、地域の魅力を発見することが求められています。

野洲市は、京阪神や中京圏域という大きな市場を背景に、歴史、自然などの恵まれた観光資源を有しており、日帰り観光を中心に年間100万人以上の来訪者があります。

しかしながら、観光客を市内の商業施設等に誘導するなどの、観光を地域の活性化につなげる取り組みについては、十分とは言えず、地域経済の活性化や雇用の創出に結びついていない状況となっています。

今後、野洲市の魅力をより知ってもらうために、市内の観光拠点をルート化し、各拠点に観光客を誘導するとともに、地域の事業者との連携等によって、地域経済の活性化につなげる取り組みを進めていく必要があります。また、訪れた人々が心身を癒してもらえるよう、観光資源を美しく保つとともに、利便性を高める施設・設備等を整備していく必要があります。

[基本事業体系]

地域資源を生かした観光の振興	① 観光ルート等環境の整備
	② 観光資源の保全と地域活性化に向けた活用
	③ 観光情報の発信
	④ おいでやす（おもてなしの心）の推進

① 観光ルート等環境の整備

市内の観光拠点をルート化し、各拠点に観光客を誘導できるよう、ルート内容の検討や案内標識等の充実を図ります。

【想定される主な取り組み】

- ・ 来訪者が快適かつ安全に各拠点を観光するための道路網や案内看板、施設表示、休憩所などの整備
- ・ 駅からの二次交通として、他の公共交通への乗り継ぎ利便性の向上や、レンタサイクル等適切な手段の検討
- ・ 自動車でも利用しやすい沿道における観光案内所や駐車場の設置
- ・ 三上山などで多くの人々がハイキングなどを楽しむことができる登山道の整備

など

② 観光資源の保全と地域活性化に向けた活用

史跡・自然・伝統家屋や、文化・スポーツに至るまで、地域におけるさまざまな観光資源について、適切な保存と新たな活用方策の開発等を通じて、地域活性化につながる観光を実現します。

【想定される主な取り組み】

- ・歴史的な街道や点在する史跡・景観スポット等と、イベントとの組み合わせによる、観光資源としての魅力の向上
- ・農場、里山、漁場などを地域の観光資源として捉え、農林漁業に携わる市民の協力を得ながら、第一次産業体験と滞在型観光を組み合わせた新しい観光事業の展開
- ・伝統産業などの見学・体験を観光資源と位置づけた、新たな顧客層の獲得
- ・農林漁業者・商工業者・観光事業者・市民団体との連携による、地域の農水産物を活用した新たな商品の開発促進や、地域経済の活性化

など

【関連する基本事業】

- 基本目標3:施策2-④ 農林漁業の多面的展開
- 基本目標4:施策1-① 景観資源・眺望景観の保全
 - ② 地域性豊かなまちなみやうるおいのある景観の創出
- 施策5-① 指定文化財の保護・継承と魅力の発信
 - ② 身近な市民遺産の再発見と保全
- 基本目標6:施策2-① 広報・広聴活動の充実

③ 観光情報の発信

観光に関する地域資源の情報発信体制を充実させ、来訪者の利便性を高めるとともに、誘客につなげます。

【想定される主な取り組み】

- ・ホームページの充実、情報誌等マスコミとの積極的な連携による情報発信の強化
- ・市外の観光資源とも連携した、観光ルートの設定と効果的な情報発信

など

【関連する基本事業】

- 基本目標4:施策5-① 指定文化財の保護・継承と魅力の発信
 - ② 身近な市民遺産の再発見と保全
- 基本目標6:施策2-① 広報・広聴活動の充実

④ おいでやす（おもてなしの心）の推進

来訪者を温かく迎えるために、必要な人材の育成と、気運の醸成を図ります。

【想定される主な取り組み】

- ・ボランティア観光ガイドなどの市民活動を活発化するための支援

- ・自らの住む地域も、来訪者をあたたかいおもてなしの心で迎えられるような気運の醸成

など

【関連する基本事業】

- 基本目標4:施策1-① 景観資源・眺望景観の保全
- 基本目標6:施策1-③ 協働の仕組みづくり

施策4 就労支援と勤労者福祉の充実

[施策の目標]

- すべての人が勤労を尊び、勤労者の権利が守られ、人々がそれぞれの特性に応じて、その能力を高めながら、意欲を持ち安心して働くことのできるまちをめざします。

[基本認識]

近年、終身雇用・年功序列型賃金に代表される従来の雇用慣行が変化し、雇用形態の多様化が進んでいます。特に、パート・アルバイトや契約社員の増加など、不安定な雇用形態で働く人が増加しています。また、若年層の就職難が深刻な社会問題となっています。

このような状況のもとで、勤労者の権利が守られ、人々がそれぞれの特性に応じて、その能力を高めながら、意欲を持ち安心して働けるようにするためには、より高い技術・技能を身につけるための能力開発の支援や、企業と就業希望者とのすれ違いを埋めるマッチング支援などを行うとともに、子どものころから職業に対する多様で具体的なイメージがわくような、体験的な学習を進めていくことが重要です。

また、就労意欲があっても、生活環境や家庭の問題などから就労できない人たちの対策も課題となっています。

さらに、採用やより上位の地位への任用における男女の機会均等の徹底や、子育てと就労の両立促進、高齢者の就労促進など、性別や年齢によらず、働きやすい環境を整えていくことが求められます。

[基本事業体系]

就労支援と勤労者福祉の充実	① 職業教育の充実
	② 就労相談や能力開発支援の充実
	③ 労働環境と福利厚生 の充実

① 職業教育の充実

子どもや若者が豊かな職業観を身につけ、就労意欲が湧いてくるような、職業教育を充実させます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 学校における職場体験学習の充実
- ・ 地域の企業・事業所と連携した講義・講座の充実
- ・ 地元企業や学校との連携による、地域内で求められる人材の育成

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1: 施策3-③ 地域に根ざした学校づくり

○基本目標3:施策1-① 企業の操業環境の整備と雇用の確保

② 就労相談や能力開発支援の充実

就業を希望する人への相談体制の充実や、より充実したキャリアを形成するための能力開発ができる環境の整備を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 就労相談の充実
- ・ 関連機関と連携した能力開発支援や就労困難者支援の充実
- ・ 社会的に支援が必要な人の立場に立った就労支援
- ・ 寄り添い型、伴走型の個別支援の展開

など

【関連する基本事業】

- 基本目標2:施策3-② 社会参画と就労の促進
施策5-① 低所得者の自立支援
- 基本目標3:施策2-① 経営基盤の強化と担い手の確保

③ 労働環境の充実と福利厚生の充実

職場における人権が守られ、性別や年齢等によらず、誰もが働きやすい労働環境の充実に向けた取り組みを支援します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 事業主をはじめすべての社員の人権意識の向上
- ・ 女性や高齢者が働きやすい職場環境の醸成に向けた意識啓発
- ・ 子育て世帯の就労や仕事との両立支援
- ・ 勤労者の福利厚生について、制度の周知と広報
- ・ ワーク・ライフ・バランスの促進

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1:施策1-① 安心して子どもを産み育てられる環境づくり
施策5-② 人権教育・人権啓発の推進
④ 男女共同参画

[関連する分野別計画]

- 就労支援計画
- 企業内同和問題啓発基本方針

基本目標 4：美しい風土を守り育てるまち

自然や地球環境の保全と創造に重点を置いたまちづくりを推進するため、「美しい風土を守り育てるまち」を基本目標とします。

基本目標の実現に向けて、里山から河川、琵琶湖までの連続する自然を一体的に保全し活用するとともに、生き物とのふれあいの場や新しい水環境・緑環境の創造に努めます。また、地球温暖化防止など地球環境全体に配慮したライフスタイルの確立や、ごみを少なくし、資源をリサイクルする持続可能な循環型社会の実現のために、市民の活動をさらに広げるための支援に取り組みます。

《施策体系》

施策	基本事業体系
施策 1 ふるさとの景観の保全と創出	① 景観資源・眺望景観の保全 ② 地域性豊かなまちなみやうるおいのある景観の創出
施策 2 地域環境の保全と創造	① 水質の向上と水辺の再生 ② 緑の保全と創造 ③ 自然を知り親しむ機会の提供 ④ 生活環境の保全
施策 3 温暖化対策への取り組み	① 再生可能エネルギーの普及促進 ② 省エネルギーの推進 ③ 緑の創造と温室効果ガスの吸収 ④ 教育と普及啓発の推進
施策 4 廃棄物の抑制とリサイクルの推進	① ごみ問題やリサイクル等についての普及啓発 ② 3Rの促進 ③ 不法投棄の防止 ④ 廃棄物の適正処理の推進
施策 5 歴史的遺産や文化の保護・継承	① 指定文化財の保護・継承と魅力の発信 ② 身近な市民遺産の再発見と保全 ③ 発掘・調査の推進

施策1 ふるさとの景観の保全と創出

[施策の目標]

- 自然景観や田園景観、歴史・文化景観などが、市民の生活と調和したふるさとの美しい景観を保全・創出し、野洲らしい美しいまちをつくりまします。

[基本認識]

野洲市では、三上山や野洲川、琵琶湖などの美しい自然景観、広がりのある田園景観、そして神社・仏閣や古墳、中山道・朝鮮人街道といった歴史・文化景観などの豊かな景観がみられます。これらの景観は、住む人や訪れる人の心にうるおいを与えるだけでなく、地域に対する愛着と誇りをはぐくみ、定住意識の高揚や住みよいまちづくりへの参画を促す大きな力となります。

そして、これらの景観を守り、育て、あるいは創出し、次世代に引き継いでいくために、まちづくりにおける景観のもつ重要性について理解されるよう、市民や事業者への啓発を進めるとともに、景観が守られるためのルールづくりを進めます。

[基本事業体系]

ふるさとの景観の保全と創出	① 景観資源・眺望景観の保全
	② 地域性豊かなまちなみやうるおいのある景観の創出

① 景観資源・眺望景観の保全

豊かな自然や文化財などの景観資源を保全するとともに、それらの眺望景観についても保全に努めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 里山から田園や河川を経て琵琶湖に至るまでの良好な眺望景観を保全していくため、景観スポットに配慮したまちの整備
- ・ 河川や水路における蛍や小魚などの生き物の保護と流量の確保
- ・ 建築物等の形態・意匠などに対する、良好な景観を形成するための基準の設定など

【関連する基本事業】

- 基本目標3: 施策3-② 観光資源の保全と地域活性化に向けた活用
④ おいでやす(おもてなしの心)の推進
- 基本目標6: 施策1-③ 協働の仕組みづくり

② 地域性豊かなまちなみやうるおいのある景観の創出

地域性豊かなうるおいのある景観が創出されるよう、必要な景観形成や計画的な修景事業を行います。また、景観協定の締結をはじめとする地域の自主的な活動の支援や、景観を乱す構築物の設置防止などを進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 景観協定、建築協定等の活用による、均衡ある美しいまちなみ形成への地域ぐるみの取り組みや、地域のまちなみ醸成に対する認識の向上
- ・ 生涯学習を通じたフィールドワークの実施など、ふるさとの景観の再発見や、その保全に向けた意識の醸成
- ・ 市民や事業者との協働による、計画的な修景事業等の推進や新たな景観の創出
- ・ 景観を阻害する屋外広告物や大規模建築物等について、市民や事業者への理解と協力の要請や、必要な指導の強化
- ・ 市の玄関口である野洲駅周辺における、「おもてなしの心」が感じられ、まとまりのある市街地景観の形成や眺望景観の保全
- ・ 景観に配慮した、道路整備や河川整備、市街地整備などの公共事業の施工
など

【関連する基本事業】

- 基本目標1: 施策4-① 多様な生涯学習・生涯スポーツメニューの提供と機会の拡大
- 基本目標3: 施策3-② 観光資源の保全と地域活性化に向けた活用
- 基本目標5: 施策1-② 地域特性に応じた機能分担と拠点形成の推進
施策2-② 歩行者や自転車、環境にやさしい道路や街路の整備

[関連する分野別計画]

- 景観計画
- 都市計画マスタープラン

施策2 地域環境の保全と創造

[施策の目標]

- 行政・事業者・市民がそれぞれの立場から自然環境を保全・創造する活動を実践することにより、市民が自然環境に親しむことができ、「命の水」や「はぐくむ緑」といった観点から、山や森、川や湖が輝く、水と緑のまちをめざします。

[基本認識]

野洲市は、南に豊かな緑に包まれた水源の山々を有し、北に琵琶湖、東西には雄大な河川の流れがあり、これらに四方を囲まれた自然豊かなまちです。しかし、河川への生活雑排水等の流入や里山の荒廃など、野洲市の自然環境を取り巻く状況は楽観できるものではありません。

この状況を改善し、山や森、川や湖が輝く、水と緑のまちを実現するために、山林の適切な管理を促して水源の涵養を図るとともに、自然が本来有する自浄能力を高めるような、環境へのはたらきかけを行っていく必要があります。また、そのような意識が市民や事業者に広がるよう、啓発や教育を進めるとともに、豊かな自然に親しめる環境を整えることが必要です。

[基本事業体系]

地域環境の保全と創造	① 水質の向上と水辺の再生
	② 緑の保全と創造
	③ 自然を知り親しむ機会の提供
	④ 生活環境の保全

① 水質の向上と水辺の再生

水質の悪化をもたらす行為の抑制と自然浄化力を高める取り組みを通じて水質の向上を図るとともに、市民が身近に親しめる水辺の再生を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 農業濁水の流出防止や農薬の使用抑制、生活雑排水や事業排水などの河川への流入防止、道路排水処理の工夫などを通じた、河川や湖の水質汚濁の防止
 - ・ 自治会やボランティアなど市民が進める河川や湖岸の美化・環境保全活動への支援
 - ・ 自然に近い環境を創造する多自然型の整備手法などを取り入れた河川改修による、水質の向上や自然とのふれあいなどとの両立
 - ・ 多様な生態系がはぐくまれる空間となるような、水田・農業排水路などの整備・保全や内湖の復活
 - ・ まちなかのせせらぎの復活
 - ・ 市民との協働による河川の維持管理
- など

【関連する基本事業】

- 基本目標3:施策1-① 企業の操業環境の整備と雇用の確保
 施策2-② 地域との連携
 ④ 農林漁業の多面的展開
- 基本目標5:施策1-② 地域特性に応じた機能分担と拠点形成の推進
- 基本目標6:施策1-③ 協働の仕組みづくり

② 緑の保全と創造

水源の山々や河辺林、公園の緑や街路樹など市内のさまざまな緑について、市民の理解のもとに、保全や創造を推進します。

【想定される主な取り組み】

- ・所有者の理解のもとに、関係団体や県との連携、ボランティアへの活動支援等による、里山から湖岸地域へと連なる緑の保全
- ・地域住民との協働により、鎮守の森や公園の樹木、街路樹などの身近な緑や、里山などの緑の保全と創造
- ・民間開発事業における緑地面積の確保など、企業や市民による緑化協力
- ・公共施設等での率先的な緑化推進

など

【関連する基本事業】

- 基本目標3:施策1-① 企業の操業環境の整備と雇用の確保
 施策2-② 地域との連携
 ④ 農林漁業の多面的展開
- 基本目標4:施策3-③ 緑の創造と温室効果ガスの吸収
- 基本目標5:施策1-② 地域特性に応じた機能分担と拠点形成の推進
- 基本目標6:施策1-③ 協働の仕組みづくり

③ 自然を知り親しむ機会の提供

自然に興味を持ち親しむ機会を提供し、市民が自然環境を守る意識を楽しみながら持つことができるようにします。

【想定される主な取り組み】

- ・豊かな緑や水質の保全意識の高揚に向けた意識啓発や、環境に配慮する暮らし方への移行促進
- ・生涯学習や学校教育事業などを通じた、水や緑に親しめる機会の提供
- ・農林漁業と連携した体験教室など、自然と接する機会の提供
- ・年少期から緑に親しむ機会を設けるなど、緑化意識の醸成

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1:施策3-② 元気な心とからだの育成
 ③ 地域に根ざした学校づくり

施策4-① 多様な生涯学習・生涯スポーツメニューの提供と機会の拡大

○基本目標3:施策2-④ 農林業の多面的展開

○基本目標5:施策4-④ 公園・広場・緑地などゆとりある生活空間の整備

など

④ 生活環境の保全

生活環境を脅かす大気汚染・水質汚濁・土壌汚染などを防止するため、関係機関と連携して定期的な環境測定や適切な指導を行うとともに、市民との協働により身近な生活環境を保全します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 河川や地下水の水質調査・有害物質調査
- ・ ダイオキシンやアスベストなど、大気中の有害物質に対する監視・調査
- ・ 排ガス・排水などの有害物質の排出事業所に対する適切な指導
- ・ 騒音、振動、悪臭の防止対策
- ・ その他公害の発生の未然防止や発生時の速やかな対応
- ・ 社会的な責務に基づいた企業等の環境保全活動への取り組み促進
- ・ 地域の美化や衛生の確保にかかる市民協働の取り組み

など

【関連する基本事業】

○基本目標3:施策1-① 企業の操業環境の整備と雇用の確保

○基本目標5:施策4-④ 公園・広場・緑地などゆとりある生活空間の整備

[関連する分野別計画]

- 緑の基本計画
- 環境基本計画
- 都市計画マスタープラン
- 国土利用計画
- 農業振興地域整備計画
- 地球温暖化対策実行計画

施策3 温暖化対策への取り組み

[施策の目標]

- 再生可能エネルギーへの転換や省エネルギーを地域において促進することにより、地球温暖化の防止に向け、市全体から排出される温室効果ガスの減少に取り組みます。

[基本認識]

現在の社会は主に化石燃料の利用による膨大なエネルギー消費によって成り立っており、これに伴う温室効果ガスの大量排出と地球温暖化の進行が気候変動をもたらしていると言われてしています。

そしてこのような気候変動が、水害や干ばつなどのさまざまな自然災害を引き起こし、生態系や農作物へも深刻な影響をもたらすと懸念されています。

また、災害等による原子力発電所の安全性が問題視される中で、電力安定供給に対する不安など、私たちのエネルギーの使い方が根本的に問い直される事態が発生しており、再生可能エネルギーの普及促進や省エネルギーの推進は喫緊の課題となっています。

一方で、これら温室効果ガスの排出抑制と併せて、緑の保全や緑化の推進による温室効果ガスの吸収に取り組むことも、地球温暖化防止への有効な手段として期待されます。

さらに、市民や事業所との協働により環境負荷の少ない持続可能なライフスタイルの普及や、生産活動の改善などへの取り組みを具現化させていく必要があります。

[基本事業体系]

地球温暖化への取り組み	① 再生可能エネルギーの普及促進
	② 省エネルギーの推進
	③ 緑の創造と温室効果ガスの吸収
	④ 教育と普及啓発の推進

① 再生可能エネルギーの普及促進

再生可能エネルギーの導入が進むよう、さまざまな取り組み主体への支援を行います。

【想定される主な取り組み】

- ・ 個人や事業所における太陽光パネルの設置や、市民共同発電所など、再生可能エネルギーを導入しようとする多様な取り組みへの支援
- ・ バイオディーゼル燃料や木質バイオマスなど、化石燃料に由来しない燃料の利活用
- ・ 地域産業の活性化と連動した再生可能エネルギー普及の仕組みづくり など

【関連する基本事業】

- 基本目標3: 施策1-① 企業の操業環境の整備と雇用の確保

○基本目標6:施策1-③ 協働の仕組みづくり

② 省エネルギーの推進

家庭や事業所、そしてその間の移動など、生活のさまざまな場面において省エネルギーが進むよう促します。

【想定される主な取り組み】

- ・家庭での省エネルギー普及に向けた、エネルギー診断などの支援
- ・事業所での省エネルギー普及に向けた、エネルギー診断や機器の更新などに対する情報提供や支援
- ・自動車に過度に依存しなくても快適に暮らせるように、自転車や小型バイクを利用しやすい環境の整備や公共交通の利便性向上
- ・つる性植物などの緑のカーテンによる省エネルギーの推進 など

③ 緑の創造と温室効果ガスの吸収

市内の豊かな緑の保全や新たな緑化推進により、排出された地球温暖化ガスの吸収を促進します。

【想定される主な取り組み】

- ・緑の保全と創造による温室効果ガスの吸収促進 など

【関連する基本事業】

○基本目標4:施策2-② 緑の保全と創造

④ 教育と普及啓発の推進

市民が地球温暖化防止に向けた行動に楽しみながら参加できるよう、効果的な意識啓発を推進します。

【想定される主な取り組み】

- ・生涯学習や学校教育による、地球温暖化防止への意識の醸成
- ・地域や事業所などでの再生可能エネルギー導入への取り組みを通じた市民への普及啓発
- ・環境問題に取り組む市民団体や地域、事業所の活動に対する情報提供などの側面的な支援 など

【関連する基本事業】

○基本目標1:施策3-③ 地域に根ざした学校づくり

施策4-① 多様な生涯学習・生涯スポーツメニューの提供と機会の拡大

○基本目標6:施策1-③ 協働の仕組みづくり

[関連する分野別計画]

- 環境基本計画
- 市民活動促進計画
- 地域省エネルギービジョン
- 地域新エネルギービジョン

施策4 廃棄物の抑制とリサイクルの推進

[施策の目標]

- ごみの減量化、資源化の取り組みを推進し、廃棄物の発生を抑制し、限りある資源やエネルギーを有効に活用する持続可能な循環型社会の形成をめざします。

[基本認識]

野洲市では、ごみの排出量の削減とリサイクルを推進するために、資源ごみ回収に積極的に取り組んできました。こうしたことにより、近年、焼却処分されるごみの量に減少傾向がみられます。

しかしながら、不適正なごみの出し方をする人も少なくなく、ごみ収集車両の火災事故や破碎処理施設の爆発事故が続発しています。また、公園や河川敷など人目につきにくい場所への不法投棄が後を絶たない状況になっています。

このようなことから、普及啓発や監視の強化が求められています。また、クリーンセンターの耐用年数が近づいており、安全かつ効果的に処理ができる次世代型施設の計画的な整備が必要です。

[基本事業体系]

廃棄物の抑制とリサイクルの推進	① ごみ問題やリサイクル等についての普及啓発
	② 3Rの促進
	③ 不法投棄の防止
	④ 廃棄物の適正処理の推進

① ごみ問題やリサイクル等についての普及啓発

ごみ出しのマナーが守られるよう、市民への普及啓発と周知の徹底を図るとともに、さまざまな場面においてごみの問題を学習する機会を提供します。

【想定される主な取り組み】

- ・副読本やパンフレットなどの作成と、社会教育や学校教育の場を通じた、あらゆる層への環境学習の推進
- ・新たに整備するクリーンセンターでの、ごみ問題を通して市民が集い学べる機能やリユースステーション機能の整備

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1:施策3-③ 地域に根ざした学校づくり
施策4-① 多様な生涯学習・生涯スポーツメニューの提供と機会の拡大
- 基本目標6:施策1-③ 協働の仕組みづくり

② 3Rの促進

ごみの分別を徹底するとともに、3Rの促進により、ごみそのものの減量や、再利用、再資源化を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・地域との連携による、ごみ分別の徹底
- ・家庭や事業所、地域などにおける3Rへの取り組み支援
- ・リサイクルを支援できる拠点整備のあり方の検討
- ・廃食油のバイオディーゼル燃料化や生ごみの堆肥化など、廃棄物の発生抑制や有効活用に向けた取り組み

など

③ 不法投棄の防止

監視・指導体制の強化による不法投棄の防止と、新たな不法投棄を発生させない美しい環境づくりを進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・行政・市民・事業者の協働による、不法投棄の監視やパトロール体制の強化
- ・新たな不法投棄を発生させない美しい環境づくりに向けた、計画的な美化対策や、環境美化への意識向上

など

④ 廃棄物の適正処理の推進

一般廃棄物および産業廃棄物の適正処理に向け、必要な施設と仕組みの整備を進めるとともに、不適正な排出を防ぐための指導・啓発を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・クリーンセンターが耐用年数を迎えることによる、新しいクリーンセンターの整備と廃熱の積極的な利用
- ・産業廃棄物の混入やごみの不適正排出を防止するための、指導・啓発
- ・有機廃棄物や廃ビニールなど、第一次産業での廃棄物に対する、農林漁業者への指導や、関係機関と連携した回収体制の整備
- ・化学物質や薬品等、製造者がその処理に責任を負うべき廃棄物の、処理システム確立に向けた必要性の啓発

など

【関連する基本事業】

- 基本目標3:施策1-① 企業の操業環境の整備と雇用の確保
- 施策2-④ 農林漁業の多面的展開

[関連する分野別計画]

- 環境基本計画
- 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
- ごみ処理施設整備基本構想

施策5 歴史的遺産や文化の保護・継承

[施策の目標]

- | |
|--|
| ■ 先人たちから引き継いだ、歴史的遺産や地域の伝統文化の魅力を、市内外の人に伝えるとともに、確実に次の世代に受け渡していきます。 |
|--|

[基本認識]

市内には多くの歴史的遺産があり、指定文化財数は県下でも上位にあり、古墳群をはじめ、埋蔵文化財も多数存在しています。これら現存する貴重な歴史的遺産・文化を保存し、その魅力と大切さを市民が認識するとともに、地域資源として市内外に発信し、次の世代に伝えていくことが必要です。

また、指定文化財だけに限らず、地域の歴史的遺産・文化の再発見や保全に向けて、地域の人たちとともに取り組みます。

そのために、指定文化財の保護と発掘・調査を進める一方で、生涯学習などの場を通じて市民が市内の歴史的遺産・文化を知り、再認識できる機会を積極的に提供し、効果的な情報発信を行うことが必要です。

[基本事業体系]

歴史的遺産の保護・継承	① 指定文化財の保護・継承と魅力の発信
	② 身近な市民遺産の再発見と保全
	③ 発掘・調査の推進

① 指定文化財の保護・継承と魅力の発信

指定文化財や史跡の修復・保存に努めるほか、博物館等における展示や保存、郷土に伝わる祭りや伝統文化の継承などを図るとともに、それらの魅力を伝える方策を検討します。

【想定される主な取り組み】

- ・国・県・市の連携による有形文化財や史跡の修復や保全対策
- ・博物館等の充実や展示・保存活動の推進
- ・地域との協力や住民への意識啓発、保存会への支援などによる、郷土の祭りや伝統文化などの無形文化財の伝承
- ・生涯学習などを通じた、地域の伝統工芸や技術の文化的価値の再認識

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1:施策4-① 多様な生涯学習・生涯スポーツメニューの提供と機会の拡大
- 基本目標3:施策3-② 観光資源の保全と地域活性化に向けた活用
 - ③ 観光情報の発信
- 基本目標6:施策2-① 広報・広聴活動の充実

② 身近な市民遺産の再発見と保全

指定文化財だけに限らず、地域に埋もれた身近な市民遺産についても、市民が再認識し、地域資源として生かしていく仕組みづくりを進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 昔から引き継がれている地域の風景や伝統文化など、埋もれた地域資源の市民による再発見や情報発信
- ・ 地域の産業遺産の再発見や活用
- ・ 観光・商業施策と連携した、地域の魅力の発信

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1:施策3-③ 地域に根ざした学校づくり
- 基本目標3:施策3-② 観光資源の保全と地域活性化に向けた活用
 - ③ 観光情報の発信
 - ④ おいでやす(おもてなしの心)の推進
- 基本目標6:施策1-③ 協働の仕組みづくり

③ 発掘・調査の推進

古文書をはじめとする歴史資料や埋蔵文化財についての調査を進め、その結果を記録し確実に継承していきます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 歴史資料や民俗資料の調査や記録化による適切な保護・継承
- ・ 埋蔵文化財の調査研究にかかる発掘と保全

など

[関連する分野別計画]

- 教育振興基本計画

基本目標5：うるおいとにぎわいのある快適なまち

豊かな自然を生かした均衡ある発展とともに、ユニバーサルデザインの視点に立った利便性の高い都市空間の創造、快適な居住環境の確保をめざして、「うるおいとにぎわいのある快適なまち」を基本目標とします。

基本目標の実現に向けて、豊かな自然環境と快適な都市環境が調和する「庭園都市空間」の形成を進め、地域特性に応じた均衡ある土地利用の推進や、道路や公共交通で快適かつ安全に移動できる環境、快適な居住環境の確保に努めます。

《施策体系》

施策	基本事業体系
施策1 均衡ある土地利用の推進	① 計画的な土地利用の推進 ② 地域特性に応じた機能分担と拠点形成の推進
施策2 道路ネットワークの整備	① 道路体系の見直しと整備 ② 歩行者や自転車、環境にやさしい道路や街路の整備
施策3 公共交通の利便性の向上	① 公共交通網の充実 ② 公共交通関連施設の利便性や親しみやすさの向上
施策4 快適な居住環境の確保	① 安全な水の安定的な供給 ② 下水道施設の適切な管理 ③ 良好な住宅供給の促進 ④ 公園・広場・緑地などゆとりある生活空間の整備

施策 1 均衡ある土地利用の推進

[施策の目標]

- | |
|--|
| ■ 秩序ある土地利用が図られ、豊かな自然環境と快適な都市環境が調和するまちをめざします。 |
|--|

[基本認識]

野洲市では、市街地において、いくつかの都市拠点を中心に良好な住宅地が形成されるとともに、工業系の土地利用が進み、電子機器をはじめとする先端産業製造拠点が立地しています。一方、郊外には豊かな田園が広がっており、南部には美しい里山の緑が、北部には琵琶湖に面した自然の浜が保全されています。

このように住宅地と工業地、田園・自然が美しいバランスを保ち続け、生活の利便性と都市の活力、美しい環境が調和する秩序ある土地利用を進めていく必要があります。

そのために、市街地においては市民の生活利便性や都市のにぎわい・活力を支える多様な機能の誘導・確保を進めます。また、農村地域については、農用地、森林の保全を基本としつつ、集落地における良好な住環境の向上を図り、無秩序な土地利用の転換を防ぎます。さらに、森林地域や琵琶湖沿岸については、それぞれの自然特性に応じた保全と再生、活用を図ります。

また、景観協定・地区計画など地域での取り組みについては、市民の参画と合意に基づいて検討がなされるよう、慎重に配慮して取り組みを進めるとともに、土地の持つ公共性を認識した適正な利用促進に理解を求めていきます。

[基本事業体系]

均衡ある土地利用の推進	① 計画的な土地利用の推進
	② 地域特性に応じた機能分担と拠点形成の推進

① 計画的な土地利用の推進

中長期的な展望の中で、市民の理解と協力による適切で計画的な土地利用を図ります。

【想定される主な取り組み】

- ・ 中長期的な展望の中で、土地利用に係る各分野計画などの適正な管理運用
- ・ 土地の利用形態など実態の把握と区域に応じた適切な利用の促進
- ・ 土地利用の不可逆性や公共性を考慮した適正利用

② 地域特性に応じた機能分担と拠点形成の推進

市街化区域や市街化調整区域において、それぞれの地域特性に応じたにぎわいやうるおいのある多様な機能の誘導・確保を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・庭園都市の玄関口としての J R 野洲駅周辺地域の整備促進
- ・北部市街地における広域幹線道路整備や適切な土地利用の促進
- ・ J R 篠原駅の周辺整備
- ・ J R 野洲駅と篠原駅間の新駅設置に向けた継続的な取り組み
- ・市街化区域や農村集落等における適正な住宅開発指導
- ・市街化調整区域における無秩序な開発の防止や、農地・山林の保全

など

【関連する基本事業】

- 基本目標3:施策1-① 企業の操業環境の整備と雇用の確保
施策2-④ 農林漁業の多面的展開
- 基本目標4:施策1-② 地域性豊かなまちなみやうるおいのある景観の創出
施策2-① 水質の向上と水辺の再生
② 緑の保全と創造
- 基本目標5:施策4-③ 良好な住宅供給の促進

[関連する分野別計画]

- 国土利用計画
- 都市計画マスタープラン
- 農業振興地域整備計画

施策 2 道路ネットワークの整備

[施策の目標]

- 徒歩や自転車など、さまざまな移動手段について、快適で安全に移動できる道路が整備されたまちをめざします。

[基本認識]

野洲市の道路ネットワークは、国道 8 号が市域を東西に貫き、国道 477 号が市域の北部を東西に横断しながら隣接市町に連絡しており、これを補完する形で県道、市道が展開しています。

しかしながら野洲市は、野洲川・日野川の両河川に挟まれている地勢により、以前から東西方向の路線が不足し、朝夕の時間帯を中心に渋滞が発生しています。また、市民生活を支える生活道路においては、幅の狭さや段差の解消など、バリアフリーの観点から整備が必要な箇所が見受けられます。

今後の道路整備にあたっては、高齢化の進行や地球温暖化の防止といった観点をふまえ、渋滞の緩和のほか、歩行者や自転車、公共交通での移動がしやすい環境の整備を主眼に取り組みを進めていく必要があります。

[基本事業体系]

道路ネットワークの整備	① 道路体系の見直しと整備
	② 歩行者や自転車、環境にやさしい道路や街路の整備

① 道路体系の見直しと整備

道路体系を市民のニーズや社会経済情勢の変動に即した形で見直し、適切な整備を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 国道 8 号野洲栗東バイパス、県道大津湖南幹線の早期整備
- ・ 道路交通の実情と市民のニーズに合わせた道路整備計画の策定や既存計画の見直し
- ・ 近隣市町へのアクセスの向上

など

② 歩行者や自転車、環境にやさしい道路や街路の整備

歩行者や自転車にとって利用しやすく、また環境にもやさしい道路の整備や、まちに親しむことができる街路の整備を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 歩道の整備や交差点の改良、道路照明や案内板など、安全で円滑に通行できる道路施設の整備
- ・ 楽しみながら徒歩移動できる歴史街道などの道路空間の創出

- ・ 美装タイル・ブロックや石畳など人と景観を大切にす舗装
- ・ 植栽など景観に配慮した道路整備
- ・ 通勤通学やサイクリングなどで安心して自転車が利用できる、専用レーンや駐輪場などの整備
- ・ 市民・地域との協働による道路美化の推進
- ・ 道路のバリアフリー化の推進
- ・ 街路における緑地帯の整備や道路用地におけるポケットパークの整備

など

【関連する基本事業】

- 基本目標2: 施策2-② いつまでも元気で暮らせるまちづくり
 - 施策3-② 社会参画と就労の促進
 - 施策7-④ 交通安全の推進
- 基本目標4: 施策1-② 地域性豊かなまちなみやうるおいのある景観の創出
- 基本目標5: 施策3-② 公共交通関連施設の利便性や親しみやすさの向上

[関連する分野別計画]

- 都市計画マスタープラン
- 交通バリアフリー基本構想
- 交通バリアフリー特定事業計画

施策3 公共交通の利便性の向上

[施策の目標]

- | |
|--|
| ■ 公共交通機関の充実と市民の利用を促進し、生活利便性の向上とともに脱自家用車による環境にやさしいまちをめざします。 |
|--|

[基本認識]

公共交通は、通勤・通学等、市民の活動を支えており、特に、高齢者をはじめとする自家用車の利用が難しい市民にとって重要な役割を果たしており、高齢化の進行が見込まれる中で、今後重要性が増していくものと考えられます。また、自家用車の利用から公共交通を利用するライフスタイルへの転換は、地球温暖化防止の観点からも有効です。

野洲市ではJR琵琶湖線が京阪神方面や県内外の各地域を結んでおり、JR野洲駅やJR篠原駅は多くの利用者がいますが、そこから市内各所を結ぶ公共交通の充実が求められています。公共交通の社会的役割を基点に、事業者との連携や協働の理念に基づいて、公共交通が利用しやすくなるような環境整備が必要です。

今後は、市民に対して公共交通の利用の促進を啓発するとともに、鉄道・バスのダイヤやネットワークの充実について、関係機関との連携強化や、コミュニティバスをはじめとする市の取り組みの強化を図ることも必要となります。

[基本事業体系]

公共交通の利便性の向上	① 公共交通網の充実
	② 公共交通関連施設の利便性や親しみやすさの向上

① 公共交通網の充実

鉄道・バスのネットワーク充実に向け、関連機関との連携を深めるとともに、コミュニティバスの利便性向上を図ります。

【想定される主な取り組み】

- ・ 市民参画による公共交通のあり方の検討
- ・ JR琵琶湖線の複々線化や鉄道・バスのダイヤの改善等に向けた関係機関への要望
- ・ コミュニティバスの利便性向上
- ・ 福祉施策と連携した移動手段の確保
- ・ 公共交通利用に向けた市民への意識啓発
- ・ 公共交通間の乗り継ぎ等、相互利用の利便性向上に向けた、関係機関とのネットワーク作り
- ・ 駅前の交通結節点としての環境整備

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1:施策1-③ 子育て、子育てを支える地域づくり
- 基本目標2:施策2-② いつまでも元気で暮らせるまちづくり
施策3-② 社会参画と就労の促進

② 公共交通関連施設の利便性や親しみやすさの向上

駅舎やバス停など、公共交通関連施設のバリアフリー化等を進め、公共交通が利用しやすい環境を整備します。

【想定される主な取り組み】

- ・駅を中心とした公共交通結節点における緑あふれ心癒される空間の創造や、バリアフリー化の推進
- ・身体の不自由な人の利用に配慮したバス停の改善
- ・ノンステップバスなど、利用者にやさしい設備の導入に向けた、事業者への働きかけ
- ・公共交通と組み合わせて自転車が使いやすい施設整備

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1:施策1-③ 子育て、子育てを支える地域づくり
- 基本目標2:施策2-② いつまでも元気で暮らせるまちづくり
施策3-② 社会参画と就労の促進
- 基本目標5:施策2-② 歩行者や自転車、環境にやさしい道路や街路の整備

[関連する分野別計画]

- 交通バリアフリー基本構想

施策 4 快適な居住環境の確保

[施策の目標]

- 美しく優れた居住環境のなかで、誰もが毎日を快適に送れるまちをめざします。

[基本認識]

安心して暮らせる美しく快適な居住環境を確保するためには、安全で安定的な水の供給や下水道施設の充足、公園や緑地の整備などにより、居住空間を快適に保つことが必要です。

上下水道については、安定したサービス提供のため、効率的な事業運営や適切な施設管理などが必要とされます。

公園・広場・緑地などについては、都市の防災性を高めるとともに、緑豊かな癒しの空間として、また市民相互のふれあいの場として、住み良い居住環境を形成する重要な資源として適切に管理していく必要があります。

[基本事業体系]

快適な居住環境の確保	① 安全な水の安定的な供給
	② 下水道施設の適切な管理
	③ 良好な住宅供給の促進
	④ 公園・広場・緑地などゆとりある生活空間の整備

① 安全な水の安定的な供給

安全な水を安定的に供給するために、必要な事業体制の構築と設備の維持更新を図ります。

【想定される主な取り組み】

- ・ 老朽管の敷設替えやバイパス管敷設の計画的な推進
- ・ 水源地の水質管理の強化
- ・ 水道施設の耐震化
- ・ 県の水道事業との適切な連携による料金の適正化
- ・ 水道事業の効率的な事業運営による経営の健全化・合理化

など

② 下水道施設の適切な管理

下水の適正な処理が進むよう、下水道への接続を促すとともに、施設等の適切な管理を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 処理施設の更新や老朽管の敷設替えの計画的な推進

- ・農業集落排水の公共下水道への接続推進
- ・水洗化率のさらなる向上をめざした啓発

など

③ 良好な住宅供給の促進

快適な生活空間が創出できるよう、需要に応じた良好な住宅供給を促進します。

【想定される主な取り組み】

- ・需要に応じた計画的な住宅開発の調整
- ・景観や自然環境に配慮した開発指導
- ・空き家の効果的な活用

など

【関連する基本事業】

- 基本目標5:施策1-② 地域特性に応じた機能分担と拠点形成の推進

④ 公園・広場・緑地などゆとりある生活空間の整備

公園・広場・緑地が市民の憩いの場として親しまれるよう、適切な管理と美化を進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・身近な公園・広場・緑地の保全や計画的な整備
- ・地域住民や市民団体などと連携した公園・広場の管理・美化

など

【関連する基本事業】

- 基本目標4:施策2-③ 自然を知り親しむ環境の整備
- ④ 生活環境の保全

[関連する分野別計画]

- 環境基本計画
- 緑の基本計画

基本目標 6：市民と行政がともにつくるまち

地方分権が進むなかで、個性ある暮らしやすいまちづくりを進めていくために、市民（自治会や市民活動団体などを含む）と事業者と行政が相互に補完しあい、人権と環境の視点や協働の手法により、ともに地域を支えていくことをめざして、「市民と行政がともにつくるまち」を基本目標とします。

基本目標の実現に向けて、情報公開等を通じた透明性の高い行政運営と情報共有を基軸とした多角的な協働の推進について、市民が参加しやすい仕組みづくりを進めます。

また、厳しい財政状況の中で、多様化する市民ニーズに応えつつ、効率的な行政運営が図られるよう、必要な制度の整備や事業の見直し等を進めます。

《施策体系》

施策	基本事業体系
施策 1 市民活動の促進	① 市民活動の機会と場づくり ② 市民活動への支援 ③ 協働の仕組みづくり
施策 2 市民との情報共有の推進	① 広報・広聴の充実 ② 計画等の策定への市民参加機会の保障 ③ 情報公開制度および個人情報保護制度の適正な運用
施策 3 長期的展望に立った財政運営	① 効率的で計画的な財政運営 ② 市の財政情報の共有 ③ 財源の確保と適切な資産管理
施策 4 効果的・効率的な行政運営	① 時代に対応した職員体制の整備 ② 効果的・効率的な行政運営システムの構築

施策 1 市民活動の促進

[施策の目標]

- | |
|--|
| ■ 誰もが気軽に市民活動ができる環境をつくり、市民・行政の協働によるまちづくりを推進します。 |
|--|

[基本認識]

市民活動の中で最も身近で住民自治の核となっているのが自治会をはじめとする地縁型組織の活動です。現在取り組まれているさまざまな活動の顕彰を通して、地域の特性や時代に即した住民自治組織のあり方について引き続き市民と行政が共に考え、自治会等への参画意欲の高揚を図る必要があります。

また、野洲市には、環境や福祉、まちづくり、文化・芸術など、専門的分野で活動するテーマ型の市民活動団体があり、すでに地域自治の一翼を担う存在になりつつあります。

これらまちづくりの原動力となる多様な活動主体が互いの特性を生かし、連携することで、人と人とのつながりが深まり、複雑化する地域課題の解決も図れます。よりよいまちづくりに向け、市民が気軽に市民活動に参加できる環境づくりと多様な主体が協働し合える仕組みづくりが求められています。

[基本事業体系]

市民活動の促進	① 市民活動の機会と場づくり
	② 市民活動への支援
	③ 協働の仕組みづくり

① 市民活動の機会と場づくり

市民活動に関する情報提供を充実していくとともに、市民が活動に参加するきっかけづくりを推進します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 市民活動団体に関する情報発信の充実
- ・ 活動体験の場の提供
- ・ 行政が担ってきた公的サービスへの市民活動団体の参画の促進
- ・ 人材の発掘や多様な活動団体をつなぐコーディネート機能の充実

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1: 施策4-① 多様な生涯学習・生涯スポーツメニューの提供と機会の拡大
- 基本目標2: 施策2-② いつまでも元気で暮らせるまちづくり
- 基本目標4: 施策2-③ 自然を知り親しむ環境の整備
- 基本目標6: 施策2-① 広報・広聴活動の充実

② 市民活動への支援

まちづくりの担い手となる市民活動団体が育つよう、人材育成や人・情報の交流の場の充実に取り組みます。

【想定される主な取り組み】

- ・ コミュニティセンターなどの活用の促進
- ・ 円滑な自治会運営に向けた行政支援
- ・ 社会の各分野で活躍している地域の人材の有効活用
- ・ 活動報告・発表機会の充実などの情報発信支援や団体間ネットワークの拡大
- ・ 活動内容の顕彰とまちづくり研修の開催
- ・ 相談窓口の設置による市民活動団体の課題把握と支援
- ・ 地域活動促進のための支援制度の充実

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1:施策4-② 生涯学習・生涯スポーツ活動に対する支援
- 基本目標2:施策4-① 地域団体形成の支援および拠点の充実

③ 協働の仕組みづくり

行政や多様な活動団体がそれぞれの特性を生かし尊重しあいながら連携し、対等な立場で地域課題の解決にあたる仕組みづくりを進めます。

【想定される主な取り組み】

- ・ 協働に関する研修の実施
- ・ 行政と市民活動団体との情報交換や課題共有の場づくり
- ・ 行政と市民活動団体との協働のまちづくり行動計画の作成
- ・ 行政施策全般における協働の手法の積極的な導入とその検証

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1:施策1-① 安心して子どもを産み育てられる環境づくり
 - 施策2-② 青少年を導くリーダーの育成
 - 施策3-③ 地域に根ざした学校づくり
 - 施策5-① 人権擁護のまちづくりの推進
 - 施策6-② 在住外国人への支援
- 基本目標2:施策2-① 地域で暮らしを支え合うまちづくり
 - ② いつまでも元気で暮らせるまちづくり
 - 施策4-② 相互扶助の意識啓発
 - 施策4-③ 地域福祉型福祉サービスの推進
 - 施策6-② 災害時応急体制の確立
 - 施策7-① 防犯活動の推進と防犯設備の強化

- 基本目標3:施策1-② 地域との連携の強化
 - 施策2-② 地域との連携
 - 施策3-④ おいでやす(おもてなしの心)の推進
- 基本目標4:施策1-① 景観資源・眺望景観の保全
 - 施策2-① 水質の向上と水辺の再生
 - ② 緑の保全と創造
 - 施策3-① 再生可能エネルギーの普及促進
 - ④ 教育と普及啓発の推進
 - 施策4-① ごみ問題やリサイクル等についての普及啓発
 - 施策5-② 身近な市民遺産の再発見と保全
- 基本目標6:施策2-② 計画等の策定への市民参加機会の保障

[関連する分野別計画]

- 市民活動促進計画
- 協働のまちづくり行動計画

施策 2 市民との情報共有の推進

[施策の目標]

- | |
|--|
| <p>■ 市民にまちづくりに関する情報提供を積極的に行うと同時に、市民の意見・提言を市政に反映し、それぞれの立場でともにまちづくりについて語り合い、創出できることのできるまちをめざします。</p> |
|--|

[基本認識]

市民協働のまちづくりを進めるためには、市民が市政の情報を共有するとともに、市民の意見がまちづくりに反映される仕組みが必要となります。

情報の伝達にあたっては、情報の内容や種類、特性に応じたメディアの選択が重要です。今後は広報紙による情報提供の充実と併せて、インターネットなどの活用による即時性の高い情報提供、双方向の情報交換が求められます。また、マスメディアを活用した情報発信が不十分であり、対策が必要です。

市民の意見を広く取り入れるため、市長への市政に関する意見・提案の募集や、パブリックコメントを実施していますが、より多様な手法による情報共有の仕組みを整えていく必要があります。

また、情報公開条例により透明性の高い行政運営を図るとともに、個人情報の管理が重視される中、個人情報保護条例に基づいた適切な取り扱いが求められます。

[基本事業体系]

市民との情報共有の推進	① 広報・広聴の充実
	② 計画等の策定への市民参加機会の保障
	③ 情報公開制度および個人情報保護制度の適正な運用

① 広報・広聴の充実

多様なメディアを活用し、市民の誰もが市政に関する情報を入手しやすい環境を整えるとともに、市民の意見や市政に対する評価を市政に反映し、市民とともにまちづくりを議論する能動的な広聴を推進します。

【想定される主な取り組み】

- ・ インターネットの活用による情報提供の即時性や双方向性の向上
- ・ 新聞、テレビなどマスメディアへの積極的な情報発信
- ・ 広報紙、ホームページ、マスメディアなど各種媒体の連携
- ・ 点字版広報紙の発行、映像の活用などによる障がいのある人や高齢者が情報を入手しやすい環境の整備
- ・ ホームページ等を利用した在住外国人への情報提供
- ・ 市政に関する意見公募やパブリックコメントの活用
- ・ アンケートや市政モニターなど多様な手法による意見の収集
- ・ 市民とともにまちづくりを考える仕組みの検討

など

【関連する基本事業】

- 基本目標1:施策6-② 在住外国人への支援
- 基本目標2:施策3-④ とともに学びともに生きる意識の普及啓発
- 基本目標3:施策3-② 観光資源の保全と地域活性化に向けた活用
 - ③ 観光情報の発信
- 基本目標4:施策5-① 指定文化財の保護・継承と魅力の発信
- 基本目標6:施策1-① 市民活動の機会と場づくり
 - 施策3-② 市の財政情報共有

② 計画等の策定への市民参加機会の保障

まちづくり基本条例の理念に基づき、計画や構想の策定に際しては、原則として市民参加の機会を保障します。

【想定される主な取り組み】

- ・市の計画や構想の策定に際しての市民意見の聴取の実施
- ・市が設置する審議会や委員会への公募委員の参加
- ・計画や構想策定のための委員会等の公開

など

【関連する基本事業】

- 基本目標6:施策1-③ 協働の仕組みづくり

③ 情報公開制度および個人情報保護制度の適正な運用

必要な情報が共有できるよう、より積極的な情報公開を進めるとともに、個人情報を適切に管理します。

【想定される主な取り組み】

- ・情報公開制度の周知と活用の促進
- ・個人情報の適切な取り扱いの徹底

など

施策3 長期的展望に立った財政運営

[施策の目標]

- 安定した市政の運営を保障するために必要な財源を確保するとともに、市民との協働や民間活力の活用などさまざまな手法を活用することで、市民ニーズに対応しつつも効率的な支出が行われる財政運営を行います。

[基本認識]

野洲市の財政は、大変厳しい状況となっており、今後の財政運営にあたっては、長期的展望に立ち、最少の経費で最大の効果をあげられるよう、抜本的な取り組みを図ることが必要です。

市民ニーズや社会経済情勢の変化に対応しながら、財源の重点的配分に努めるとともに、事務事業の見直しなど行政運営の適正化の推進を図ることが必要です。

また、財政や行政運営に係る課題を市民に積極的に公開し情報を共有しながら、市民との協働や民間事業者との役割分担等を進めていく必要があります。

[基本事業体系]

長期的展望に立った財政運営	① 効率的で計画的な財政運営
	② 市の財政情報の共有
	③ 財源の確保と適切な資産管理

① 効率的で計画的な財政運営

コストパフォーマンス感覚と長期的視野を持って効率的かつ効果的な行政サービスの提供に努めます。

【想定される主な取り組み】

- ・コストパフォーマンス感覚を持った財政運営
- ・行政サービスの受益と負担のバランスの見直し
- ・市民との協働や民間事業者との役割分担等を視野に入れた効率的な公共サービス供給手法の検討
- ・優先順位を明確にした事業の実施
- ・将来の経費を見越した事業の管理
- ・投資的な経費の計画的な年次配分

など

② 市の財政情報の共有

市の財政状況については、市民に公開し情報の共有を図ります。

【想定される主な取り組み】

- ・市の起債残高の公開

- ・ 予算編成過程における市民説明会の開催
- ・ 地方公会計制度にもとづく財務4表の公開

など

【関連する基本事業】

- 基本目標6: 施策2-① 広報・広聴の充実

③ 財源の確保と適切な資産管理

地域循環型産業の振興や新たな財源の確保を図るとともに、市が持つ資産を効率的かつ有効に管理します。

【想定される主な取り組み】

- ・ 産業振興施策による税収の確保
- ・ 税等の収納率の向上
- ・ 公有財産の効果的かつ効率的な活用および処分
- ・ 公金の効率的な運用

など

施策 4 効果的・効率的な行政運営

[施策の目標]

- さまざまな市民ニーズに応えるため、限られた行政資源を効率的に活用し、質の高い行政サービスを提供できる仕組みづくりと組織づくりを行います。

[基本認識]

少子・高齢化の進展や国の制度改正などの社会経済環境の変化により、行政サービスに対する需要は複雑多様化しています。一方で、市の財政状況は厳しく、生産年齢人口の増加が見込みにくい中で、税収の大幅な改善なども期待しにくい状況です。

厳しい状況の中で、複雑多様化する行政サービスに対する需要に応じていくためには、職員の対応能力の向上や組織体制の整備を図るとともに、事業の計画的・効率的な実施を可能にする行政運営システムを構築していくことが重要です。

また、なぜその事業を行うのか、またやむを得ず廃止や縮小、利用者負担の増加等を行うのか、ということ行政運営システムの中で明確に説明していくことが必要です。

[基本事業体系]

効果的・効率的な行政運営	① 時代に対応した職員体制の整備
	② 効果的・効率的な行政運営システムの構築

① 時代に対応した職員体制の整備

時代や市民ニーズの変化に対応できる職員の育成と組織の体制を図ります。

【想定される主な取り組み】

- ・ 勤務評定制度の見直し
- ・ 適正な職員研修の実施
- ・ 職員定数の適正化と多様な雇用形態による人材の活用
- ・ 部局間の垣根を越えた迅速な対応を可能にする組織体制の整備
- ・ 市民や地域、企業との連携を見据えた職員の育成 など

② 効果的・効率的な行政運営システムの構築

効果的・効率的な行政運営システムを構築し、事業の計画的な運営を図るとともに、事業の実施や改廃に伴う市民への説明責任の向上を図ります。

【想定される主な取り組み】

- ・ 総合計画の進捗管理制度の構築
- ・ 既存公共施設の効率的な活用
- ・ ICTを用いた業務や手続きの効率化 など

[関連する分野別計画]

- 人材育成方針（仮称）
- 定員適正化計画

第7章

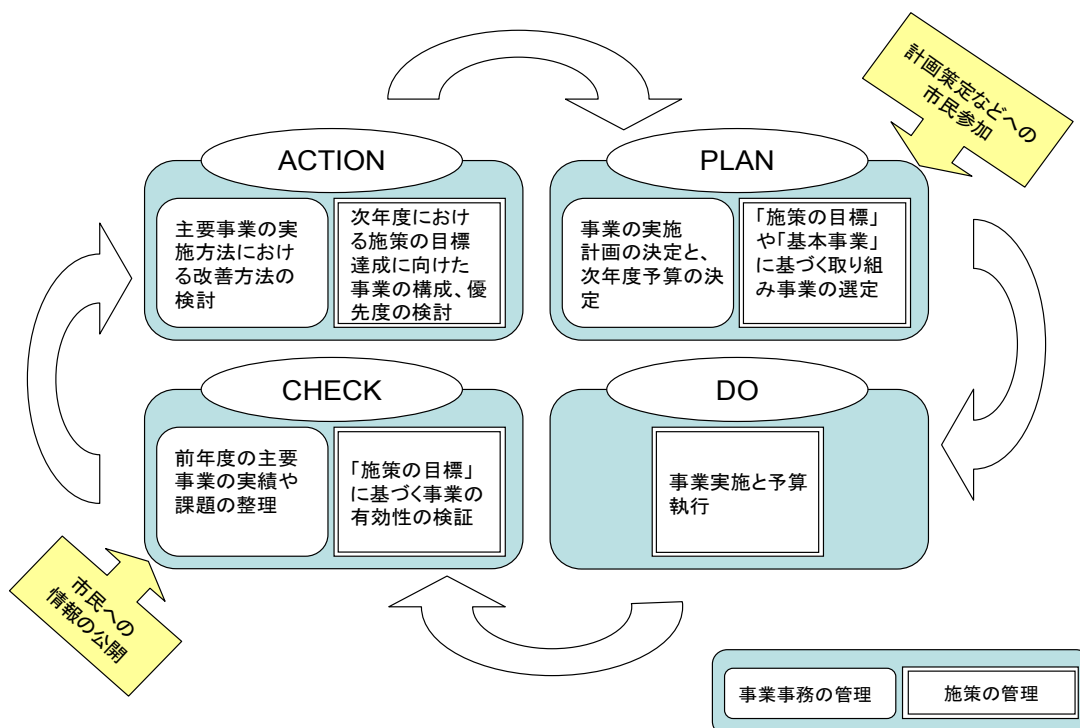
計画の進捗管理の方法について

1. 進捗管理の視点

(1) PDCAサイクルによる進行管理

総合計画の進捗管理については、施策を単位とした、PDCAサイクル（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という工程を継続的に繰り返す仕組み）を基に、徹底した情報の公開と市民参画を組み合わせで行います。

■進捗管理におけるPDCAサイクルのイメージ



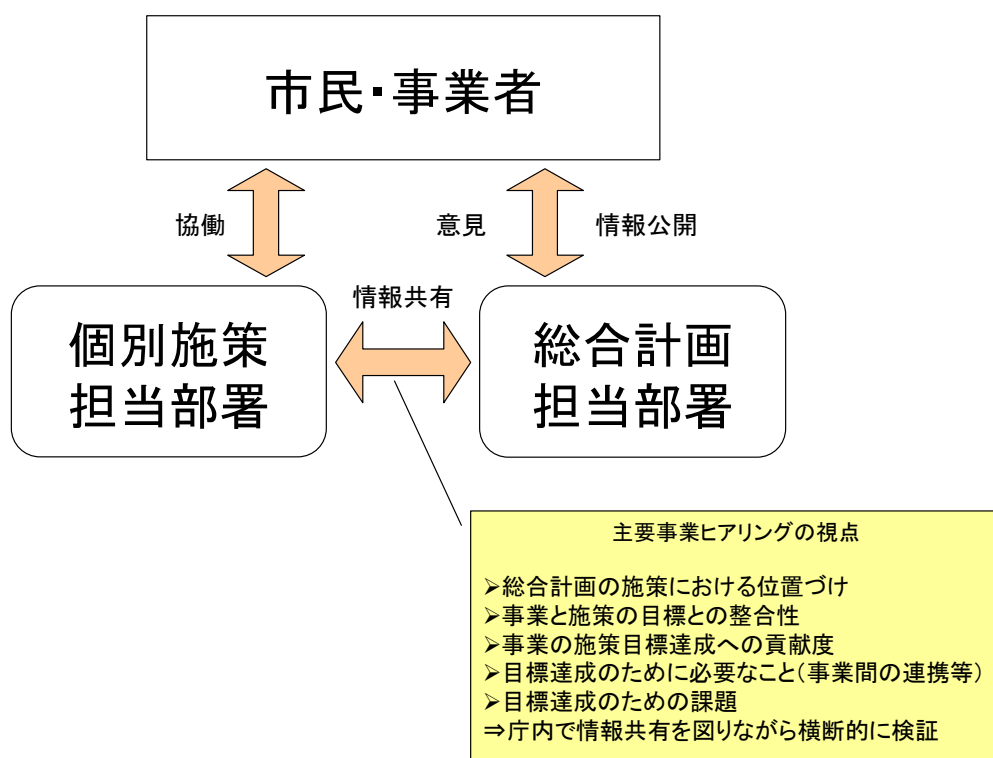
(2) 進捗管理の進め方

施策の目標を実現していくために、それぞれの取組を総合計画の施策に位置づけたロードマップを作成し、その目標・方向性にふさわしい取り組みが行われ、目標の実現に近づいているかを検証します。

総合計画担当部署は、上記の観点から、個別施策の担当部署に対してロードマップの主要な事業についてのヒアリングを行います。その中で、その取組が施策・基本事業の目標達成に合致し、実現に貢献しているか、目標を達成するために必要なことや課題は何か、といったことを、横断的に検証し、市役所内において情報を共有しながら計画の進捗を管理します。

また、計画における個別の取組については、市民・事業者と協働で進めていくとともに、計画の進捗状況は市民に分かりやすい形で積極的に情報公開し、市民をはじめとする外部の人々による評価が可能な仕組みを検討します。

■進捗管理の進め方のイメージ



2. 指標の取り扱い

見直し前の計画において設定された指標については、平成 25 年度に中間目標値を設定しています。そのため、本計画においてもいったんはそのまま継承して進捗判断の参考とし、平成 25 年度には目標値の達成状況について検証を行います。その検証結果と、今回見直しを行った総合計画の施策の目標や基本事業における方向性を踏まえ、目標値の見直しや、指標そのものの見直し等を行います。

資料編

※ 資料編として掲載されるべき情報

- 用語解説
- まちづくり基本条例
- 関連する基本事業一覧表
- 市が策定している計画や構想の一覧
- 市が設置している審議会や委員会の一覧
- 現行計画の評価指標一覧

